

千葉本『大鏡』は鳥子列帖装本で、縦二十二センチ、横十五・五センチ、一面八行、約十九字詰が原則である。題簽に『大鏡』と見えるが、表紙ともども後で附されたものようである。現在は一冊に合綴されている。しかしながら、二冊本であつたらしく、前半は冬嗣から師尹まで、後半は兼家、道隆、道兼をおさめる。零本である。奥書がないため、書写した年次は明白ではないが、典雅な筆致で平安時代後期の面影をとどめている。遅くとも十二世紀末葉の書写であることは確実であろう（赤松俊秀）。『大鏡』伝本中、もっとも原型的であり、祖本的位置にある。本書には、比較的多くの傍注があるが、大鏡裏書とはかならずしも一致してはいない。漢字には、片仮名によるルビ、及び声点が附してある。それらは、同筆と認められ、国語史料として貴重なものである。

千葉本『大鏡』については、古典保存会刊行（大正十四年八月）の『大鏡』に、橋本進吉博士の詳細な解説がある。参看せられたい。本編は、『大鏡』の伝本中、もっとも注目すべき善本である千葉本『大鏡』の本文を翻刻し、振り仮名及び声点の索引を附し、単に『大鏡』研究にとどまらず、国語史研究の基礎資料にしようとしたものである。

翻 刻 凡 例

一、本編は、『大鏡』の諸伝本中、もっとも有力な千葉氏本系統に属する未翻刻本千葉本『大鏡』を翻刻したものである。

（底本、天理大学
図書館 善本叢書『大鏡諸本集』）

二、本文はできるかぎり忠実に翻刻するために、次の諸点に留意した。

- (1) 底本の丁数及び表裏を「一オ」、「一ウ」の符号により明示した。
- (2) 底本の変体仮名などは、すべて現行のものに改めたが、漢字の字体はなるべく生かすように配慮した。従つて、漢字の古体・旧字体・当用漢字体の使いわけをしたものもある。
- (3) 反覆記号は底本のままに、々、くを区別した。
- (4) 底本のもつ、注記、漢字に附された振り仮名、声点はそのまま傍記した。
- (5) 底本において、判読不明の箇所は□でこれを示した。
- (6) 明らかに、底本の誤りと認められる箇所が若干あるが、すべて底本のままとした。

本編の作成にあたり、貴重な図書の翻刻許可（第一三六号）を賜つた天理大学図書館、ならびに多忙な中を校正などの労をおかけした山田裕次・熊沢藤子さんにお礼申しあげる。

左大臣冬嗣 閑院

太政大臣良房 忠仁公
白川

右大臣良相 西三條

中納言長良 贈太
大臣

太政大臣基經 昭宣公

左大臣時平 本院
菅家御事在之

左大臣仲平 枇杷

太政大臣忠平 真信公

太政大臣実頼 清慎公
小野宮

太政大臣頼忠 廉義公
三條

左大臣師尹 小一條

レ

一 左大臣冬嗣 フキ 天長三年七月廿四日薨 年五十二

このおとゝは内膳のおとゝの三郎御母正六位上飛鳥部奈止膳の女也公卿にて十六年大臣の位にて六年田邑の御おほちにおはしますかる ケムラ 文徳

かゆへに嘉祥三年庚午七月十七日贈太政大臣になり給へり閑院の大臣と申このおとゝはおほかた男子十一人おはしたるなりされとくと ヘ、キナキ

くしきをんなこたちなどの事はくはしくしりはへらすたゝし田邑のみかとの御母后贈太政大臣長良太政大臣良房のおとゝ右大臣良相 ケムラ 順子

のおとゝはひとつ御はらなり

一 太政大臣良房 忠仁公

貞觀十四年九月二日 死 年六十九母尚侍贈
正一位美都子阿波守從五位下真作之女也

このおとゝは左大臣冬嗣の二郎也天安元年二月十九日太政大臣になり給ふ同年四月十九日從一位御年五十四水尾の帝は御孫におはしま

せは即位の年撰政の詔あり年官年爵たまはり給ふ貞觀八年に關白にうつり給ふ年六十三うせたまひてのち御謚号忠仁公と申又白河大

臣染殿大臣とも申つたへたりたゝしこのおとゝは文徳天皇の御をち太皇太后明子の御父清和天皇のおほちにて太政大臣准三宮の位にの

ほらせ給ふ年官年爵の宣旨くたり撰政關白なとしまひて十五年こそおはしましたれおほかた公卿にて卅年大臣の位にて廿五年そおは

するこの殿藤氏のはしめて太政大臣撰政したまふめてたき御ありさま也和歌もあそはしけるにこそ古今にもあまた侍めるは前のおほ

いまうち君とはこの御事もおほかるなかにもいかに御こゝろゆきめてたくおほえてあそはしけんとをしはからるゝを御女の染殿後の御

前にさくらははなのかめにさゝれたるを御覽してかくよませ給へるにこそ

此野在古今第一卷上
としふれはよはひはおいぬしかはあれとはなをし見れはものおもひもなし后を花にたとへ申させたまへるにこそかくれ給てしらか

はにおさめたてまつるひ素性きみのよみたまへりしは

此軒在古今第十六哀傷又入道昭集可尋

一

くいみしき幸人の子のおはしまさぬこそくちおしけれ御兄の長良の中納言ことのほかにこえられたまひけんおりいかはかりからうおほ

忠公以昭宣公為子之由臣按母長良冬嗣男 承和十一年正月十一日任參議卅二良男冬嗣二男承和元年七月任參議卅一

され又世人も事のほかに申けめともその御すゑこそいまにさかえおはしますめれゆくすゑはことのほかにまさりたまひけるものを

一 右大臣良相 西三条大臣 貞觀九年十月十日薨五十七

一四〇

このおとゝは冬嗣のおとゝの五郎御母は白河の大臣におなし大臣のくらゐにて十一年贈正一位西三条の大臣と申淨藏定額を御祈の節に

多美子良相之女貞觀六年正月為女御元慶七年正月正二位

ておはす千手陀羅尼の験徳かふり給人也この大臣の御女子の御事よくしらす一人そ水尾の御時の女御男子は大納言常行卿ときこえし御

記不叶之為師誓之由見相感傳 正三位大納言右近大將母從五位下大江乙枝 女貞觀十七年二月薨年四十贈從二位

子二人おはせしも五位にて典藥助主殿頭なといひていとあさくてやみ給にきかくはかりすゑさかえ給ける中納言殿をやへくの御おと

ゝにてこえたてまつり給ける御あやまちにやとこそおほえ侍れ

一 權中納言從二位左兵衛督長良 齊衡三年七月二日薨年五十五

從二位權中納言左兵衛督

この中納言は冬嗣のおとゝの太郎母白川大臣西三条大臣におなし公卿にて十三年陽成院の御時に御祖父におはするかゆへに元慶元年正

1

月に贈左大臣正一位次贈太政大臣枇杷大臣と申此殿の御男子六人おはせし其中に基経のおとゝすぐれ給へり

一 大政大臣基経

承和三年丙辰誕生齊衡元年十月十一日從五位下十九
十一月一日侍從

このおとゝは長良の中納言の三郎におはすこのおとゝの御女たいこの御時の后朱雀院并村上二代の御母后におはしますこのおとゝの御

5

母贈太政大臣繼繩の女贈正一位大夫夫人乙春也陽成院位につかせ給て撰宣旨かふり給御年四十一寛平御時仁和三年十一月廿一日閏白に

総繼

ならせ給御年五十六にてうせ給て御いみな昭宣公と申公卿にて廿七年大臣の位にて廿年よをしらせ給事十余年かとおほえ侍よの人堀

寛平三年正月十三日薨贈正一位

貞觀十四年十一月廿一日有三人

川大臣と申小松の帝御母この殿の御母はらからにおはしますさて兒より小松のみかとはしたしく見たてまつらせ給ふけるに良房のお

光孝

とゝの大饗にやむかしは親王達かならず大饗につかせ給事にてわたらせ給へるに鳩足はかならず大饗にもるものにてはへるをいかゝし

此大饗可勘之

けん尊者の御まへにとりおとしてけり陪膳のみこの御まへのをとりてまとひて尊者の御まへにすふるをいかゝおほしめしけん御まへの

10

御となふらをやをらかいけたせ給このおとゝはそのおりは下藤にて座のすゑにて見たてまつらせ給にいみしうもせさせ給かなといよく

みめてたてまつらせ給て陽成院おりさせ給へき陣ノボリ定サダメに候はせ給融トホクのおとゝ左大臣にてやむ事なくて位につかせ給はん御心ふかくていかゝはちかき皇胤ウツクイノをたつねは融トホクも侍はといひいてたまへるをこのおとゝこそ皇胤なれと姓シヤウ給てたゝ人にてつかへて位につきたる例やあると申して給へれさもある事なれとこのおとゝのさためによりて小松の帝は位につかせ給へる也帝の御すゑもはるかにつたはりおとゝのすゑもともにつたはりつゝうしろみ申給さるへくちきりをかせ給へる御中にやとそおほえはへるおとゝうせたまひて深草山フカクサノにおさめたてまつるよ勝延僧都カトケンのよみ給

寛平二年四月任権律師六十四皇泰元年十二月任権少僧都名之日任之四年二月十年七十五

うつけみはからをみつゝもなくさめつふかくさの山けふりにたて又上野峯雄カシノノミネノオスといひし人のよみたる

此哥在古今第十六冥傷又入道昭集可尋之

三八六

ふかくさのゝへのさくらし心あらはことしはかりはすみそめにさけなとは古今にはへる事ともそかしな御家イミは堀川院閑院とにすませ給しを堀川院をはさるへき事のおりはれくしきれうにせさせたまふ閑院イをは御物忌や又うとき人などはまいらぬところにてさるへ

三八六

くむつましくおほす人はかり御ともにさふらはせてわたらせ給おりもおはしましける堀川院は地形チノカのいといみしき也大賽オホサヒのおりとのは

ら御車のたちやうなどよ尊者の御車をは東にたて牛はみはしのひらきはしらにつなぎこと上達部カシノチノヘの車をは河よりにしにたてたるかめてたきチをは尊者の御車の別にみゆることはこと所はえはへらぬものをやと見たまふるにこの高陽院カウヤウ殿ノミヤにこそおされにてはへれ方四丁にて

四面に大路ある京中の家は冷泉院のみとこそ思候つれよのすゑになるまゝにまさる事のみいてまうてくるなりこの昭宣公のおとゝは陽

成院の御をちにて宇多のみかとの御時に准三宮の位にて年官年爵をえ給朱雀院村上の祖父にておはしますよおはえやむし九つことなしと申せ

はをろかなりや御男子四人おはしましき太郎左大臣時平二郎左大臣仲平四郎太政大臣忠平といふにしけしきことになりて先うしろ

の人のかほうちみわたしてそれそいはゆるこのおきなかたからの君貞信公におはしますとて扇うちつかふかほもち殊におかし三郎にあ

たり給し従三位して宮内卿兼平の君と申てうせ給にきさるは御母忠良の式部卿の親王の御女にていとやむ事なくおはすへかりしかとこ

後晋女貞觀十八年二月廿八日癸酉年五十八時人惜之
の三人の大臣たちをよの人三平と申き

一 左大臣時平

号本院大臣延延九年四月五日癸亥即贈大政
大臣正一位勳使源昇卿云々

このおとゝは基經のおとゝの太郎也御母四品彈正尹人康親王の御女也醍醐の帝の御時このおとゝ左大臣のくらゐにて年いとわかくてお

はします菅原のおとゝ右大臣の位にておはしますそのおりみかと御としいとわかくおはします左右の大臣によの政をおこなうへきよし

宣旨くたさしめ給へりにそのおり左大臣御年廿八九はかりなり右大臣の御とし五十七八にやおはしましけんともによのまつりことを

仁明第四皇子母同光孝天皇貞觀元年五月出家同十四年五月癸卯山科宮二年四十二
寛平九年七月五日讓位同日昭云小主末二長之間百万機政權大納言藤原朝臣菅原朝臣可奏可請事此時大臣有聞

せしめ給しあひた右大臣は才よにすぐれめてたくおはしまし御こゝろをきてもことのほかにかしこくおはします左大臣は御としもわか

レ十三

1

く才もことのほかにおとり給へるにより右大臣の御おほえ事のほかにおはしましたるに左大臣やすからすおほしたるほとにさるへきに

やおはしけん右大臣の御ためによからぬ事いてきて昌泰四年正月廿五日太宰権帥シヤクタイになしたてまつりてなかされ給ふこのおとゝ子共あま

たおはせしに女君達はむことり男君達は皆ほとレ十二につけて位ともおはせしをそれもみなかたレ十一になかさされ給てかなしきにおさなく

おはしける男君女君達ナニコしたひなきておはしければちひさきはあえなむとおほやけもゆるさせ給ひしそかしみかとの御をきてきはめてあ

5

やにくにおはしませはこの御子ともをおなしかたにつかはさゝりけりかたレ十一にいとかなしくおほしめして御前の梅花ウヅメを御覽して

レ十二

こちふかにはほひをこせよむめのはなあるしなしとてはるをわするな又亭子テイジのみかとにきこえさせ給

此節在拾遺集第十六卷

なかれゆくわれはみくつとなりはてぬきみしからみとなりてとゝめよなきことによりかくつみせられ給をかしこくおほしなけきつ

ゝやかて山崎ヤマザキにて出家せしめ給てみやことをくなるまゝにあはれにこゝろほそくおほされて

出家事可尋之

レ十二

きみかすむやとのこすゑをゆくレ十一とかくるゝまでもかへり見しはや又はりまのくにゝおはしましつきてあかしのむまやといふと

此節在拾遺第六別

ころに御やとりせしめ給てむまやのおさのいみしくおもへる氣色キシキを御覽してつくらしめ給詩いとかなし

レ十三

10

驛長莫驚一時變改オウカイ

ヒトキヒハヤカヘ一榮一落是春秋エイ

かくてつくしにおはしつきてものをあはれに心ほそくおほさるゝゆふへをちかたに所々け

ふりたつを御覽して

ゆふされは野にも山にもたつけふりなけきよりこそもえまさりけれ又雲のうきてたゝよふを御覽して

山わかれとひゆく雲のかへりくるかけシヅメみるときはなをたのまれぬざりともとよをおほしめされけるなるへし月のあかき夜

うみならずたゝへる水のそこまてにきよき心は月そてらさんこれいとかしこくあそはしたりかしけに月日こそはてらし給はめとこ

そはあめれまことにおとろくしきことはさるものにてかくやうの哥や詩シなどをいとなたらかにゆへくしういひつゝけまねふにみき

く人々もあやにあさましくあはれにもまもりゐたりものゝゆへしりたる人なともむげにちかくゐよりてはかめせず見きくけしきとも

を見ていよくはえて物をくりいたすやうにいひつゝくるほどそまことに希有セウなるやしけきなみたをのこひつゝ興キョウしゐたりつくしにおシ

はしますところの御門かためておはします大貳ダイニのあところははるかなれとも楼の上の瓦などのこゝろにもあらず御覽しやられけるに又

いとちかく観音寺といふ寺のありければかねの聲をきこしめして令作給詩そかし

此詩在朗秋集閑居部一

都府楼 纒看瓦色 一 観音寺 只聴鐘聲 一 此は文集の白居易の遺愛寺 鐘欵枕聴香爐峯雪 撥簾看といふ詩にまさまに令作給

〔十五〕

1

へりとこそむかしの博士とも申けれ又かのつくしにて九月九日きくのはなを御覽しけるついでにいた東におはしましゝ時九月のこよ

ひ内裏にて菊宴ありしにこのおとゝのつくらせ給ける詩をみかとかしく感給て御衣たまはり給へりしをつくしにもてくたらしめ給へ

〔十六〕

りければ御覽するにいとゝそのおりおほしめしめてゝ令作給ける去年今夜侍清涼秋思詩篇獨断腸恩賜御衣今在此一捧持毎日拜

〔十五〕

〔十六〕

餘香 一 この詩いとかしこく人々感し申されきこの事ともたゝちりゝなるにもあらずかのつくしにて作集させ給へりけるをかきて一

5

巻とせしめ給て後集となつけられたり又おりゝのうたかきをかせ給へりけるををつからよにちりきこえしなり世次わかうはへりし

〔十六〕

時このことのせめてあはれにかなしう侍しかは大学の衆共のなま不台にいましかりしをとひたつねかたらひとりてさるへきゑふくる破

破

子やうのもの調してうちくしてまかりつゝならひとりてはへりしかと老の氣の甚しき事はみなこそわすれ侍にけれこれはたゝ顔おほえ

破

侍なりといへはきく人々けにゝいみしきすきものにもものし給けるかな今の人はさる心ありなんやなと感しあへり又あめのふるひう

〔十五〕

ちなかめ給て

あめのしたかはけるほどのなければやきてしぬれきぬひるよしもなきやかてかしこにてうせ給へる夜のうちにこの北野にそこの

10

北野二夜松ノ松をおほしたまひてわたりすみ給をこそは只今の北野宮と申てあら人神におはしますめればおほやけも行幸せしめ給ふいとかしこくあ

1

かめたてまつりたまふめりつくしのおはしましところは安楽寺といひておほやけより別當所司シとなさせ給ていとやむ事なし内裏ウラ焼て度タビつづからせ給に圓融院の御時のことなり工共ウツトモうらいたともをいとうるはしくかなかきてまかりいてつゝ又のあしたにまいりてみるに

昨日のうらいたにもつゞけて見ゆるところのありければはしにのほりてみるによの内にむしのはめるなりけりその文字モンジは

つくるともまたもやけなんすかはらやむねのいたまのあはぬかきりはとこそ有けれそれもこの北野のあそはしたるとこそは申めり

正曆四年五月廿日贈左大臣正一位開十月廿日贈太政大臣

しかかてこのおとつづくしにおはしまし延喜三年癸亥二月廿五日にうせ給しそかし御年五十九にてさて後七年はかりありて左大臣

時平のおと延喜九年四月四日うせ給ふ御とし卅九大臣の位にて十一年そおはしける本院大臣と申この時平のおとゝの女の女御もうせ

或又号中御門大臣

給御孫ミマの春宮も一男八條大将保忠卿もうせ給にきかしの大将八條に住給へは内にまいり給ふほといとほるかなるにいかおほされけ

廣額王隆閑孫文彦太子一男母時平女延喜元年四月廿九日立太子二年三月六月十八日薨於藤原宮一五年五

ん冬はもちめのいとおほきなるをは一ちひさきを二をやきてやきいしのやうに御身にあてゝもちたまへりけるにぬるくなればちあさ

きをはひとつおほきなるをはなかよりわりて御車副ソノになけとらせ給けるあまりなる御用意なりかしそのよにもみゝとまりて人の

思ければこそかくいひつたへためれこののそかしやまひつきてさまくイナリ祈し給薬師経讀イナリ經枕かみにてせさせ給に所謂宮毘羅イナリ大将イナリとう

10

5

ちあけたるを我をくひるとよむけりとおほしけり臆病にやかてたえいり給へは経の文といふ中にもこはきものゝけにとりこめられ給へ

る人にけにあやしうちあけてはへりかしさるへきとはいひなからものはおりふしのことたまも侍こと也その御弟の敦忠の中納言も

〔十九〕

うせ給にき和哥の上手管絃の道にもすくれ給へりきよにかくれたまひてのち御あそひあるおり博雅三位のさはる事ありてまいらさると

きは今日の御あそひとまりぬとたひくめされてまいるをみてふるぎ人くはよのすゑこそあはれなれ敦忠中納言のいますかりしお

〔二十〕

りはかゝる道にこの三位おほやけをはしめたてまつりてよの大事におもひはへるへきものところ思はさりしかとそのたまひける先坊に

〇〇〇〇

みやす所まいりたまふ事本院のおとゝの御女くして三四人なり本院のはうせ給にき中將のみやす所ときこえしのは重明の式部卿親王

鷹頼王之母也

※千葉本ニハ(せ給にき……あひたまはんとのたまひ)一四頁二行「マデナジ」東松本ニテ補ウ。

の北方にて齋宮の女御の御母にてせもうせ給にきいとやさしくおはせし先坊を恋かなしひたてまつり給大輔なむゆめにみたてまつりた

〔二十一〕

るときよてよみてをくりたまへる

在後撰集第廿
ときのままもなくさめつらん君はさはゆめにたにみぬわれそかなしき御返事大輔

在後撰集第廿
こひしさのなくさむへくもあらさりき夢のうちにもゆめと見しかはいま一人のみやす所は玄上の宰相の女にやその後朝の使敦忠中

納言少將にてし給ける宮うせ給てのちこの中納言にはあひたまへるをかきりなくおもひなからいかゝみたまひけん文範の民部卿のほり

まのかみにてとのゝ家司にてさふらはるゝをわれはいのちみしかきそうなりかならずしなんすそのゝきみは文範にそあひたまはんと

のたまひけるをあるましき事といらへたまひければあまかけりてもみむよにたかへたまはしなとのたまひけるかまことにさていまする

そかしたゝこのきみたちの御中には大納言源昇の卿の御女のはらの顯忠のおとゝのみそ右大臣までなりたまふその位にて六年おはせし

イサキトノハル
大納言
源昇

アキ
顯忠
大臣
後白河院
天徳四年八月廿一日任右大臣不替内大臣

かとすこしおほすところやありけんいてゝありきたまふにも家内にも大臣の作法をふるまひたまはす御ありきのおりはおほろけにて御

イノチノサ
家内

マホウ
作法

前つかひたまはすまれゝもかすすくなくて御車のしりにそさふらひし車副四人つかはせ給はさりき御さきもときゝほのかにそまい

りしたらひして御手すます事なかりきしんてむのひかくしの間に棚をして小桶に小杓してをかれたれば仕丁つとめてことに湯をもて

シノキ
小桶
コヒヤク
小杓

まいりていれければ人してもかけさせ給はす我いてたまひて御てつからそすましける御召物はうるはしく御器などにもまいりすゑて儉

約したまひしにさるへきことのおりの御座と御判所とにそ大臣とはみえたまひしかくもてなしたまひしけにやこのおとゝのみそ御そ

ウシノ
御座
ウシノ
御判所

顯忠

康保二年四月廿四日薨六十八

の中に六十余までおはせし四分一の家にて大饗し給へる人なりト富小路の大臣と申これよりほかの君達皆卅余四十にすぎ給はす其故はた

從二位右大臣

此大饗年記可勘之或人記云天炊御門北西洞院西角上古四分一之家也以件所上古大臣為大饗所一今之高陽院殿御既之程歌

兩僧都丹波守嘉生女
長和三年十一月任権律師長元

の事にあらず此北野の御なけきになんあるへき顯忠の大臣の御子重輔の右衛門佐とておはせしか御子なり今の三井寺の別當心覺僧都山

階寺の権別當扶公僧都なりこの君達こそはものしたまふめれ眞忠中納言の御子あまたおはしけるなかに兵衛佐なにかしきみとかやまし

二年月入渡宇時権僧正入道殿ノ受戒ノ師
長和三年十一月任少僧都元法橋日講實長元八年七月七日入被覺亂
于時與福寺別當大僧都

々そのきみ出家して往生し給にきそのほとけの御子也イノコノミシヤイ石蔵の文慶僧都は敦忠の御女子はヒト枇ヒノ杷ハ大納言の北方にておはしきかしあさまし

延光

1

き悪事を申をこなひたまへりし罪によりこのおとゝの御末はおはせぬなりさるはやまとたましひなとはいみしくおはしましたるものを

三十三

延岳の世間の作法したゝめさせたまひしかと過差ワタリサマシをはえしつめさせ給はさりしにこのとの制イをやふりたる御装束ウツクヅの事のほかにめてたき

をして内にまいり給て殿上に候はせ給をみかと小部コベより御覽して御氣色いとあしくならせ給て職事シヤクをめして世間の過差の制きひしきこ

ろ左のおとゝの一人といひなから美麗ヒレイ事のほかにてまられるひんなき事也はやくまかりいつへきよしおほせよと被仰ければうけたま

三十三

5

はる職事はいかなる事にかとおそれおもひけれとまいりてわな々くくしかくと申ければいみしくおとろきかしこまりうけ給はりて

御隨身ミツシのみさきまいるも制イしたまひていそきまかりいて給へは御前ともあやしとおもひけりさて本院のみかと一月はかりさゝせて御簾ミクス

三十三

のにもいて給はず人などのまいるにも勘當カンのをもければとてあはせたまはさりしにこそよの過差ワタリサマシはたひらきたりしか内々によくうけ

たまはりしかはさてはかりそしつまらんとてみかとゝ御心あはせさせ給へりけるとそのゝをかしさそえ念せさせ給はさりけるわら

ひたゝせたまひぬれば頗事シラコトもみたれけるとか北野とよをまつりこたせ給あひた非道ヒダウなる事をおほせられければさすかにやむことなくて

せちにしたまふ事をいかゝはとおほしてこのおとゝのしたまふ事なれば不便フビイなりとみれといかゝすへからとなけき給けるをなにかし

10

の史かことにもはへらすをのれかまへてかの御ことをとめはへらんと申けれはいとあるましきことゝいかにしてなどのたまはせける

〔二十五〕

1

をたゞ御覽せよとて座につきてこときひしくされためのゝしり給にこの史文判に文はさみていらなくふるまひてこのおとゝにたてまつる

とていとたかやかにならして侍けるにおとゝふみもえとらすてわなゝきてやかてわらひて今日は無術石のおとゝにまかせ申とたにいひ

やり給はさりければそれはそれにこそ菅原のおとゝ御こゝろのまゝにまつりこち給けれ又きたのゝ神にならせ給ひていとおそろしくかみなり

〔二十五〕

ひらめき清涼殿におちかゝりぬと見えけるか本院のおとゝ大刀をぬきさけていきても我つきにこそものし給しか今日神となり給へりと

時平

5

もこのよには我ところをき給へしいかてかさうてはあるへきそとにらみやりてのたまひける一度はしつもらせ給へりけりとそ世人申は

〔二十六〕

へりしされとそれはかのおとゝのいみしうおはするにはあらず王威のかきりなくおはしますによりて理非をしめさせたまへるなり

一 左大臣仲平

ナカヒラ

〇〇〇
枇杷大臣

天慶八年九月一日出家五日
卷七十一

このおとゝは基経のおとゝの二郎御母は本院の大臣におなし大臣の位にて十三年そおはせし枇杷の大臣と申御子もたせ給はず伊勢集に

※千葉本ニハ(おはせし枇杷の大臣と……めてたけれこの) 一七頁四行
マダナク東松本ニテ補ウ

10

花すゝき我こそしたにおもひしかほにいてゝ人にむすはれにけりなとよみたまへるはこのひとにおはす貞信公よりは御兄なれとも

在古今集第十五
仲平

卅年まで大臣になりをくれたまへりしをつゐになりたまへれはおほきおほいとのおよ御よろこひの誦

眞信公

1

在新古今集第十六
おそくとくつゐにさきぬるむめの花たかうへをきしたねにかあるらむ

やかてそのはなをかさして御對面の日よろこひたまへるひさしの大饗せさせ給けるにもよこさまにすへまいらせさせたまひけるこそ年ころすこしかたはらいたくおほされける御心とけていかにかたみにこゝろゆかせたまへりけん御あはひめてたけれこのとの御こゝろまことにうるはしくおほしましけるみな人きゝしろしめしたる事なりまうさし

5

一 太政大臣忠平 忠平公

眞信公

このおとゝ昭基公これ基經のおとゝの四郎君御母本院大臣約人相申此大臣事見時平大臣所枇把大臣時平に同このおとゝ仲平延長八年九月廿一日撰政天慶四年十一月關白宣旨かふり

たまふ公卿にて四十二年大臣位にて卅二年よをしらせ給事廿年後の御いみな眞信公となつたてまつる小一條太政大臣と申朱雀院并

村上の御をちにおはしますこの御子五人そのおりは御くらゐ太政大臣にて御太郎左大臣にて実頼のおとゝこれ小野宮と申き二郎右大臣

大郎左大臣実頼二郎師輔右大臣眞信公御 云左の子右の子云々

師輔のおとゝこれを九條殿と申き四郎師時平氏の大納言ときこえき五郎又左大臣師尹のおとゝ小一條殿と申きかしこれ四人君達左右の大臣

し二七セウ

10

納言などにてさしつゝおはしましゝいみしかりし御榮花そかし女君一所は先坊のみやす所にておはしましきつねにこの三人の大臣達
文彦太子女御實子

のまいらせ給れうに小一條の南勘解由の小路には石たゝみをせせられたりしかまた侍そかし宗像の明神のおはしませは洞院小代の辻子

よりおりさせ給しにあめなどのふるひのれうとそうけたまはりし九その一町は人まかりありかさりきいまはあやしものもむま車にの

りつゝみしくとあるき侍れはむかしのなこりにいとかたしけなくこそみたまふれのおきなどもはいまもおほろけにてはとほり侍ら

す今日もまいりはへるかこしのいたく侍りつれば術なくてそまかりとほりつれと猶いしたゝみをはよきてそまかりつる雨のつらのいと
小一條内忌職懸事

あしき泥をふみこみて候つればきたなきものもかくなりて侍るなりとてひきいてゝみす先祖の御ものはなにもほしけれと小一條のみな

ん要に侍らぬ人は子生死かれうにこそ家もほしきにさやうのおりほかへわたらむ所はなにゝかはせむ又九常にもたゆみなくおそろし
一ニナウ

とこそこの入道殿はおほせらるなれことほりなりやこの貞信公には宗像の明神うつゝにものと申給けりわれよりは御くらゐたかくて

ゐさせたまへるなんくるしきと申給ければいと不便なる御ことゝて神の御くらゐ申あげさせたまへる也この殿何御時とはおほえ侍らす
宗像明神御加降之年紀可尋之

思に延彦朱雀の御ほとにこそははへりけめ宣旨奉らせ給てをこなひに陣座さまにおはします道に南殿の御帳のうしろのほととをらせ
一ニナウ

給にものゝけはひして御大刀のいしつきをとらへたりければいとあやしめてさくらせ給に毛はむくくとおひたるての爪なかく刀のは

のやうなるに鬼なりけりといとおそろしくおほしけれとおくしたるさま見えしとねんせさせ給ておほやけの勅宣うけたまはりて定にま

いる人とりふるはなにもそゆるさすはあしかりなんとて御大刀をひきぬきて彼か手をとらへさせ給へりければ迷てうちはなちてこそ

うしとらのすみさまにまかりにけれ思によるのこと也けんかしこと殿はらの御ことよりもこの殿の御こと申はかたしけなくもあはれに

もはへるかなとて音うちかはりてはな度々うちかむめりいかなりけることにか七月にてむまれさせ給へるとこそ人申つたへたれ天曆三

眞信公在 胎七月 生給事

〔三十一〕

元慶四年庚子月日生給

年八月十一日にそうせさせ給ける正一位に贈せられ給御年七十一

一 太政大臣實頼

小野宮殿 清慎公

安和三年五月十八日 薨七十一贈正一位

このおとゝは忠平のおとゝの一男におはします小野宮のおとゝと申き御母寛平法皇の御女なり大臣のくらゐにて廿七年天下執行摂政

女源氏恒子

〔三十一〕

白し給て廿年はかりやおはしましけん御いみな清慎公なり和哥の道にもすぐれおはしまして後撰にもあまたいりたまへり九何事にも有

識に御心うるはしくおはしますことはよの人の本にそひかれさせ給小野宮のみなみおもてには御もとゝりはなちてはいて給ことなかり

きそのゆへはいなりのすきのあらはにみゆれば明神御覽すらんにいかてかなめけにてはいてむとの給はせていみしくつゝしませ給にを

のつからおほしめしわすれぬるおりは御せてをかつきてそおとろきさはかせ給けるこのおとゝの御女子女御にてうせ給にき村上の御時
にやよくもおほえはへらすおとこ君は時平のおとゝの御女のはらに敦敏少将ときこえしちゝおとゝの御さきにかくれ給にきかしきてい
みしうおほしなげくにあつまのかたよりうせ給へりともしらてむまをたてまつりたりければおとゝ

此哥在後撰第十其條

またしらぬ人もありけりあつまちにわれもゆきてそすむへかりけるいとかなしきこと也とて目をしのごふにおとゝの御わらは名を

は牛飼と申きされはその御そうは牛飼を牛つきとのたまふ也敦敏の少将の子なり佐理大式よの手書の上手任はてゝのほられけるに伊与

三三三

ナマヤサ
正暦二年正月廿六日御書在式五十八

5

國のまへなるとまりにて日いみしうあれうみのおもてあしくて風おそろしくふきなとするをすこしなをりていてむとし給へは又同やう
になりぬかくのみしつゝ日ころすくれはいとあやしくおほえて物とひ給へは神の御崇とのみいふにさるへきこともなしかなること
に

佐理大式依夢告書伊左三三三神頼事
崇
三三三

かとおそれ給ける夢に見え給けるやういみしうけたかきさましたるおとこのおはしてこの日のあれて日ころこゝにへ給はをのれかしは
へることなりよろつのやしるに額のかよりたるにをのれかもとにしもなきあしければかけむと思になへての手してかゝせんかわろく
はへれはわれにかゝせさてまつ覽と思によりこのおりならてはいつかはとてとゝめたてまつりたる也とのたまふに誰とか申とゝひ申給
へはこの浦のみしまにはへるおきなゝりとのたまふにゆめのうちにもいみしうかしこまり申とおほすにおとろき給て又さらにもいはす

10

さて伊与へ渡給におほくの日あれつる日ともなくうら／＼となりてそなたさまにをひかせふきてとふかことくまうてつき給ぬ湯度々あ

一三四

1

みいみしう潔斎してきよまりてひの装束してやかて神の御前にてかき給つ神つかさともめしいたしてうたせなとよく法のことくしてか

へり給に露おそるゝことなくてすゑ／＼のふねにいたるまでたひらかにのほり給にきわかすることを人間にはめあかむるたに興ある事

一三四

一三四

にてこそあれまして神の御心にさまてほしくおほしけんこそいかに御心をこりし給けん又凡これにそいと／＼日本第一の御手のおほえは

とり給へりし六波羅蜜寺の額もこの大式のかき給へるなりされはかの三嶋のやしろの額とはおなし御手にはへり御心はへそ

5

懈怠者すこしは如泥人ともきこえつへくおほせし故中関白殿東三條つくらせ給て御障子に哥繪ともかゝせ給し色紙形をこの大式にかゝ

一三五

一三五

一三五

せまし給けるをいたく人さはかしからぬほとにまいりてかゝれなはよかりぬへかりけるを関白殿わたらせ給上達部殿上人なとさるへき

人／＼まいりつとひてのちに日たかくまたれたてまつりてまいり給ければすこし骨なくおほしめさるれとさりとしてあるへきことならね

一三五

はかきてまかて給に女装束かつけさせ給をさらてもありぬへくおほさるれとすつへきことならねはそこらの人のなかをわけいてられけ

るなん猶懈怠の失錯なりけるのとかなるけさとくもうちまいりてかゝれなましかはかゝらましやはとそみな人もおもひみつからもおほ

10

したりけるむけのその道なへての下臈などにこそかやうなることはせさせ給はめと殿をもせしりまうす人々ありけりその大式の御女い

一三六

一三六

とこの懐平マスヒラの右衛門督ウヱモンツクのきたのかたにておはせし経任キョウニの君ミコの母よ大式オホシキにおとらす女手かきにておはすめり大式の御妹ミイモは法住寺ホウジュウジのおとよ

のきたのかたにておはすその御はらの女君は花山院ハナヤマノイノの御時ミトキの弘徽殿コノノミヤノの女御又入道メノミヤノ中納言ナカノリノの御きたのかた又男子オトコはいまの中宮ナカノミヤの大夫オホウヂ齊信サキノブ

の卿とそ申める小野宮コノノミヤのおとよの三郎サウラウ敦敏ツツミの小将サウラウの同腹ドウボクの君右衛門督ウヱモンツクまでなり給へりし齊敏サキトシとそきこえしかしその御男ミノオト君ミコはりまのかみ

尹文ミナツクの女メスメのはらに三所ミカドおはせし太郎タウラウは高遠タカトヨの君大式オホシキにてうせ給にき次郎ツギラウは懷平マスヒラとて中納言ナカノリノ右衛門督ウヱモンツクまでなり給へりしその御男子ミノオトなりい

まの右兵衛督ウヂノウヱモンツク経通キョウツウの君又侍マタサマシ従宰相ツグサハヤシ實平マコトヒラの君いまの皇太后ミカドノハハ宮権大夫ミヤノケンオホウヂにておはすめるその齊敏サキトシの君ミコの御男子ミノオト御祖父オトノオト父小野宮コノノミヤのおとよの御子ミコに

したまひて実資マコトサキとつけたてまつり給ていみしうかなしうし給きこのおとよの御名ミナの文字カタなり実もしはその君こそいまの小野宮コノノミヤの右大臣ウヂノナリ

と申ていとやむことなくしておはすめりこのおとよの御子ミコなきなきをし給てわか御甥ミモの實平マコトヒラの宰相サハヤシをやしなひ給めりすゑに宮仕人ミヤノシヒトをお

ほしけるはらにいておはしたる男子は法師ホウシにて内供ウチノク良圓ヨウエン君とておはす又さふらひける女房メノボをめしつかひ給けるほとにをのつからむまれ

給へりける女君メノミヤノかくや姫ヒメとそ申けるこのはは頼忠ヨリタカの宰相サハヤシの乳母メノボ子北方コノノミヤノは花山院ハナヤマノイノの女御メノミヤノ為平タケヒラ式部卿シキブノの御女院メノメノをむかせ給て道信ミチノブの中將ナカサウラウも

けさうし申給にこの殿ミヤノまいり給にけるをきゝて中將ナカサウラウのきこえ給しそかし

うれしきはいかばかりかはおもふ覽ミうきは身にしむ心ちこそすれこの女御殿メノミヤノにさふらひ給しなりこの女君メノミヤノを小野宮コノノミヤの寝殿シメノの東面ヒガシノに

兼頼中納言室也

帳たてゝいみしうかしつきす多たてまつり給めりいかなる人か御簪ミツバシとなり給はむとすらんかの殿はいみしきこもりとく人にそおはしま

一三三八ウ

1

す故小野宮コノノミヤのそこはくの寶物ホウモノ庄園シヤウエンはみなこのとにこそはあらめ殿つくりせられたるさまいとめてたしや對寢タイシム殿わたとのは例のことな

りたつみのはうに三間四面の御堂たてられて廻廊クワイヤウは皆供僧クツソウのはうにせられたりゆやおほきなるかなへふたつぬりすへられてけふりた

ぬ日なし御堂には金色キンシキのほとけおほくおはします供米クツメ三十石を定圖テイトにをかれてたゆることなし御堂へまいるみちは御前のいけよりあ

一三三九五ウ

なたをはるくくと野につくらせ給て時くの花もみちをうへ給へり又ふねにのりていけよりまいるこれよりほかにみちなし住

ホホウシヤ

5

僧にはやむことなき智者チ或は持經チ者シヤ真言師シヤとも也これになつ冬の法服ホフクをたひ供料クツリョウをあてたひてわか滅罪メツサイ生善シヤンゼンのいのり又ひめきみの御息ミヨシ

一三三九ウ

災サイをいのり給このをのゝ宮ミヤをあけくれつくらせ給こと日にたくみの七八人たゆることなしよの中にてをのゝをとする所は東大寺とこの

宮とこそはへるなれ祖父ソフノハハおほい殿テンのとりわき給ししはおほする人なりまことこの御男子ミコナリはいまの伯耆守ホクシ資頼シタカノリときこゆめるはひめ

母出羽権守常權之女也

君の御ひとつはらにあらすいつれにかありけん

一四一ウ

一 太政大臣タウサウヂ頼忠ヨリタカ

廣義公ヒロタカキミ

号 三条殿 永祿元年六月廿六日
亮 六十一卅日 贈正一位 封 駿河國一

このおとゝは小野宮実頼のおとゝの二郎なり御母時平の大臣の御女敦敏少将の御同はら也大臣のくらゐにて十九年関白にて九年此生き

此大臣外別保忠大將女子之由見取記

はめさせ給へる人そかし三條よりはきた西洞院よりひんかしにすみたまひしかは三條殿と申一条院くらゐにつかせ給しかはよそ人にて

院家帥元礼 渡二四条大后陣一事

関白のかせたまひにきたゝおほきおほいとと申て四條宮にこそはひとつにすませ給しかそれにこのさきの帥殿は時の一の人の御まこ

降家

にてえもいはすはなやき給しに六條殿の御むこにておほせしかは常に西洞院のほりにありき給をこと人ならはことかたよりによきても

重信左大臣

源子頼忠二女母代明親王女

おはすへきをおほきさき太政大臣のおはしますまへをむまにてわたり給おほいとこのいとやすからすおほせともいかゝはせさせ給はん猶

十四十一オ

いかやうにてかとゆかしくおほして中門北廊の連子よりのそかせ給へはいみしうはやるむまにて御紐をのけて雑色二三十人はかりに

オラシキ

さきいとたかくをばせてうち見れつゝ馬手綱ひかへてあふきたかくつかひてとほり給をあさましくおほせと中なる事なればこと

十四十一

おほくものたまはてたゝなさげなけるをのこにこそありけれと許て申給ける非常のことなりやさるは帥中納言殿のうへの六條殿のひ

重信ヲ

めきみは母は三條殿の御女におはすれば御まこそかしされは人よりはまいりつかまつりたにこそし給へかりしかこの頼忠のおとゝ一の

頼忠明白殿遠事

人にておはしましゝかと御直衣にて内にまいり給事侍らさりき奏せさせ給へきことあるおりは布袴にてそまいり給さて殿上にさふらは

十四十二オ

せたまふ年中行事の御障子のもとにてさるへき職事蔵人なとしてそ奏せさせ給うけ給はり給ける又或おりは鬼間にみかといしめ給て

十四十二

めしあるおりそまいり給し関白し給へとよその人におはしましければにや故中務卿代明親王御女のはらに御女二人男子一人おはしまし

て大ひめ君は圓融院の御時の女御にて天元五年三月十一日に后にたち給中宮と申き御年廿六みこおはせず四条の宮とそ申めりしいみし

源平

き有心者有識にそいはれ給し功德も御祈も如法にをこなはせ給し毎年の季御読経なども常の事ともおほしめしたらす四日かほと廿人の

源平

僧を房のかさりめてたくてかしつきすゑさせ給ひゆあむし時などかきりなく如法に供養せさせ給ひ御前よりもとりわきさるへきものと

源平

もいたさせ給御みつからもぎよき御てたてまつりかきりなくきよまはらせ給て僧にたふものともは先御前にとりすへさせてをかせ給て

のちにつかはしける恵心僧都の頭陀行せられけるおりに京中こそりていみしき御時をまうけつゝまいりしにこのみやにはうるはしくか

源信長保六年五月廿四日任權少僧都大和國元法橋

大和國

寛弘三年十一月辭之

コロンキ

源平

ねの御器ともうたせ給へりしかはかくてあまりみくるしとして僧都は乞食とめ給てきいまひところの姫君花山院の御時の女御にて四

源平

源平

条宮に尼にておはしますすみりやかて后女御のひとつはらの男君たゝいまの按察大納言公任卿と申をのゝ宮の御むまこなればにや和哥の

源平

年月為尼長元八年六月廿三日卒七十二

道すくれ給へりよにはつかしく心にくきおほえおはすその御女たゝいまの内大臣のきたのかたにてとしころおほくの君たちうみつゝけ

源平

源平

給へりつる去年の正月にうせ給て大納言よろつをしらすおほしなけく事かきりなし又おとこ君一人そおはする左大弁定頼の君わか殿上

人の中に心あり哥なども上手にておはすすみり母きたのかたいとあてにおはすかし村上の九宮の御女多武峯の入道少将まらおさ君の御女

源平

源平

源平

のほらなり内大臣殿のうへもこの弁の君もされは御なからひもいとやむことなしこの大納言殿無心の事一度そのたまへるや御いもうと

寛和二年三月五日為二皇后一年廿六寛和元年六月一日寛和六年十一月廿六

の四条宮の后にたち給て初て入内し給に洞院のほりにおはしませは東三条のまへをわたらせ給に大入道殿も故女院もむねいたくおほし

登子東三条院

めしけるに按察大納言は後の御せうとにて御心ちのよくおほされけるまゝに御馬をひかへてこの女御はいつか后にはたち給らんとうち

公任

登子貞元三年八月入内十一月為女御

見られてのたまへりけるを殿をはしめたてまつりてその御そりやすからすおほしけれとをのこ宮おはしませはたけくそよその人々も

一条院也母登子

益なくものたまふかなとき給一条院位につき給へは女御后にたち給て入内し給に大納言啓のすけにつかまつり給へるに下車より扇を

寛和二年六月廿三日受禪

寛和二年七月五日為皇后

此時公任正四位下右中将

さしいたしてやゝもの申さんと女房のきこえければ何事にかとてうちより給へるに進の内侍かほをさしいて御いもうとのすはらの后

東三条院女房 東三条院女房兼公任往年説書事

道平

はいづくにかおはするときこえかけたりけるに先年のことを思をかれたるなりみつからたにかゝとおほえつることなれば道理なりな

くなりぬる身にこそそこそおほえしかとこそそのたまひけれされと人からしよろつによくなら給ぬればことにふれてすてられたまはずか

公任

此道遙何年乎

の内侍のほかなるにてやみにきひとせ入道殿の大井河に道遙せさせ給しに作文のふね管絃のふね和哥のふねとわかたせ給てそのみち

道長

公任

にたへたる人々をのせさせ給しにこの大納言殿のまいりたまへるを入道殿彼大納言いつれのふねにかのらるへきとのたまはずれば和哥

公任

のふねにのりはへらんとのたまひてよみ給へるそかし

をくら山あらしのかせのさむければもみちのにしきぬ人そなき申うけ給へるかひありてあそはしたりな御みつからものたまふな

るは作文のにそのるへかりけるさてかはかりの詩をつくりたらしかは名のあからんこともまさりなましくちおしかりけるわさかなさ

一四十七

ても殿のいつれにかとおもふとのたまはせしになん我なから心をこりせられしとのたまふなる一事のすくるゝたにあるにかくいつれの

一四十七

みちもぬけいて給けんはいにしへもはへらぬ事なりおと永祚元年六月廿六日にうせ給て贈正一位になり給廉義公とそ申けるこのおと

年六十六

ゝのすゑかくなり

一四十七

5

一 左大臣師尹 モロマサ

このおと忠平のおと五郎小一條のおとときこえさせ給めり御母九条殿に同大臣のくらゐにて三年左大臣にうつり給事西宮殿つ

真信公

師輔

安和二年三月廿七日轉左大臣、高明日坐、
同十月十五日薨年五

くしへ下給御替也その御事のみたればこの小一條のおとのいひいて給へるとそよのきこえしてそのとしもすくさすうせ給ことを

同十月十五日薨年五

十同廿四日贈正一位

オノツクシ

芳子母右大臣定方女天徳二年十月廿八日為女御康徳四年七月廿九日卒

こそ申めりしかそれもまことにや御女村上の御時の宣耀殿の女御かたちおかしけにうつくしうおはしけり内へまいる給とて御車にたて

一四十八

オノツクシ

まつりたまひければわか御身はのり給けれと御くしのすそは母屋の柱のもとにそおはしけるひとすちをみちのくにかみにをきたるにい

10

1

かにもすき見えすとそ申つたへためる御めのしりのすこしさかり給へるかいとらうたくおはするをみかとかしこく時めかさせ給てかくおほせられけるとか

いきてのよしにてのゝちのゝちのよもはねをかはせるとりとなりなむ御かへし女御

芳子

あきになることのはたにもかはらすはわれもかはせるえたとりなむ古今うかへ給へりときかせたまひてみかと心みに本をかくし

て女御には見せさせ給はてやまと歌はとあるをはしめにてまつ句のことはをおほせられつゝとはせたまひけるにいひたかへ給事詞に

し甲なま

ても哥にてもなかりけりかゝる事なむと父おとゝはきゝたまひて御装束して手洗アツヒなとして所々に誦經シヨウキョウなどし念しいりそおはしけるみか

と筆シツのこをめてたくあそはしけるも御心にいれてをしへなとかきりなくときめき給に冷泉院レイセンインの御母后うせ給てこそ中／＼こよなくお

四十九

安子師輔一女藤和四年四月廿九日崩年卅八

ほえおとりたまへりとはきこえ給しか故宮コウキウのいみしうめさましくやすからぬものにおほしたりしかは思いつるにいとおしくゝやしきな

りとそおほせられけるこの女御の御はらに八宮とて男親王一人むまれたまへり御良タカチなとはきよけにおはしけれと御心きはめたる白物シロモノと

永享四年兵部卿康保三年四月十日為親王年二永延年十一月十三日薨

そきゝたてまつりしよのなかのかしこきみかとの御ためしにもろこしに堯舜ヤウシユンのみかとゝ申このくにゝは延喜天曆シキとこそは申めれ延喜と

五十五

は醍醐テイコの先帝天曆テンリキとは村上の先帝の御ことなりそのみかと御子小一条の大臣の御まこにてしかされたまへりけるいとくあやしきこと

なりかしそのはゞ女御の御せうと濟時左大将とましゝ長徳元年己未四月廿三日うせたまひにき御年五十五この大将はちゝおとゝよ

しそつ

1

りも御心さまわつらはしくゝせくしきおほえまさりて名聞になどそおはせし御いもうとの女御殿に村上のことををしへさせ給ける御前

孝子

にさふらひ給てきゝ給ほとにをのつから我もその道の上手に人にもおもはれたまへりしをおほろけにて心よくならしたまはすざるへき

〇〇

ことのおりせめてそゝのかさされて物一許かきあはせなとしたまひしかはあまりけにくしと人にもいはれたまひき人のたてまつりたる賢

しそつ

賢

などいふものは御前の庭にとりをかせ給てよるはにゑ殿におさめひるは又もとのやうにとりいてつゝをかせなと又人のたてまつりかふ

るまではをかせ給てとりうこかす事はせさせ給はぬあまりやさしきことなりな人などのまいるにもかくなんと見せ給れうなめりむかし

しそつ

人はざることをよきにはしければそのまゝのありさまをせさせ給とそかくやうにいみしう心ありておほしたりしほとよりはよしなしこ

とし給へりとそ人にいはれたまふめりし御甥の八宮に大饗せさせたてまつりて上戸におはすれば人ゝゑはしてあそはんなどおほして

永平

此八宮大饗之年紀可勘之

ざるへき上達部達とくいつるものならばしはしなとおかしきさまにとゝめさせ給へとよくをしえ申させ給へりけりきこそ人からあやし

しそつ

くしたまへれとやむことなきみこの大事にし給ことなれば人ゝあまたまいりたりしもこたいなりかしされとおほやけことさしあは

せたるひなれはいそぎいてたまふにまことざる事ありとおほしいてゝ大将の御方をあまたゝひみやらせたまふにめをくはせ給へは御お

永平親王家大饗親王女二鳥呼一事

濟時

10

5

もていとあかくなりてとみにえうちいてさせ給はすものもおほせられてはかにをひゆるやうにおとろしくあらゝかに人／＼のう

へのきぬのかたゝもとおちぬはかりとりかゝらせたまふにまいりとまいる上達部はすゑの座まで見あはせつゝえしつめすやありけんか

ほけしきかはりつゝとりあえずことに事をつけつゝなむいそきたちぬこの入道殿（道長）などはわか殿上人にておはしましける程なればことす

ゑにてよくも御覽せさりけりたゝ人／＼のはおゑみていて給しを見しとそここのころおかしかりしことにかたり給なる大将はなにせん

にかゝることをせさせたてまつりて又しかのたまへともをしへきこえさせつらんとくやくしくおほすに御いろもあをくなりてそおはしけ

るまことにみこをは本よりさる人としり申たればこれをしもそしり申さすこののをそかゝる御心と見る／＼せめてならてあるへきこ

とならぬにかく見くるしき御ありさまをあまた人に見せきこえ給へる事とそゝしり申しゝいみしき心あるひとゝよおほえおはせし人の

くちをしきそくかうとり給へるよこの殿の御北方にては枇杷大納言（大納言）延光の御女そおはする女君二所男君二人そおはせし女君は三条の院

の東宮にておはしましゝおりの女御にて（宣耀殿）申ていと時におはしましゝ男親王四所女宮二人女君は三条院の東宮にてむまれ給へり

しほとに東宮くらゐにつかせ給て又のとし長和元年四月廿八日（後）にたち給て皇后宮（中御門）と申又いま一所の女君はちゝ殿うせ給にのち御心

わさに（冷泉院）の四親王帥宮と申御うへにて二三年はかりおはせしほとに宮和泉式部におほしうつりにしかははいなくて小一条にかへら

レイセン
ハンシノ
レイメイ
シ

教道

標子

標子

標子

標子

標子

標子

標子

標子

五十日

五十三

5

せ給にしのちこのころきけは心えぬありさまのこのほかなるにてこそおはすなれこの殿の御おもておこしたまふは皇后宮におはしま

皇太子

1

しきこのみやの御はらの一の親王敦明親王とて式部卿と申しほとに長和五年正月廿九日三条院おりさせ給へはこの式部卿東宮にたゝせ

給にき御年廿三但道理ある事とみな人おもひまうしゝほとに二年はかりありていかゝおほしめしけむ宮たちと申しおりよろつにあそひ

ならはせ給てうるわしき御ありさまいとくるしくいかてかからてもあらはやとおほしなられて皇后宮にかくなん思はへると申させ給を

し五十五

御子

いかてかはけにさもとおほさんするすへてあさましくあるましき事とのみいさめ申させ給におほしあまりて入道殿に御消息ありけれ

道長

セウジツ

5

はまいらせたまへるに御ものかたりこまやかにてこのくらめさりてたゝ心やすくてあらんとなん思はへるときこえさせ給ければ更サラクニに

し五十六

うけ給はらしさは三条の院の御すゑはたえねとおほしめしをきてさせ給かいとあさましくかなしき御ことなりかゝる御心のつかせ給は

ことゝならしたゝ冷泉院の御ものゝけなとのおもはせたてまつるなりさおほしめすへきそと啓し給にさらはたゝほいある出家にこそ

ウケ

はあなれとのたまはするにさまておほしめす事なれはいかゝはともかくも申さん内に奏しはへりておと申させ給おりにそ御気色いとよ

し五十六

くならせ給にけるさて殿内にまいりたまひて大宮にも内にも申させ給ければいかゝはきかせ給けんな此度の東宮には式部卿の宮をとこ

皇子上東門院

敦康一条院 第一子母道隆 女定子光也

10

そはおほしめすへけれと一条院のはかゝしき御りしろみなければ東宮に當代をたてゝまつるなりと仰られしかはこれも同ことなり

後一条院

とおほしさをためて寛仁元年八月五日こそは九にて後朱雀院三宮東宮にたゞせたまひて寛仁三年八月廿八日御年十一にて御元服ウツノフツせさせ給しかまつ

クワンニン
一五七五

〇

1

の東宮をは小一条院と申いまの東宮の御ありさま申かきりなしつゝの事とは思なからたゞいまかくとはおもひかけさりしことなりかし
小一条院わか御心とかくのかせ給へることはこれをはしめとすよはしまりてのち東宮の御くらゐとりさけられたまへることは九代許に

崇道天皇是也

一五七五

やなりぬ覧中に法師東宮おはしけるこそうせ給てのちに贈太上天皇と申て六十餘國ヨにいひすへられたまへれ公家にもしろしめして官
物のモノはつをさきたてまつらせ給めりこの院のかくおほしたちぬる事かつは殿下の御報ウツのはやくおはしますにをされたまへるなるへし又

5

おほくは元方の民部卿の靈レイのつかうまつるなりといへはさふらひそれもさるべきなりこのほどの御ことゞもこそこのほかにかはりて

一五八七

侍れなにかしはいとくはしくうけたまはることはへる物をといへはよつきざもはへる覧つたはりぬることはいてくうけたまはらはや
ならひにしことなればものゞ猶きかまはしく侍そといふ興ありけに思たればこのやうたいは三条院のおほしましけるかきりこそあれ

一五八七

寛元年五月九日別年四十二年教明司八月九日葬退

うせさせ給にけるのちはよのつねの東宮のやうにもなく殿上人まいりて御あそひせさせ給ひやもてなしかしつき申人などもなくいとつ

れくレにまきるゝかたなくおほしめされけるまゝに心やすかりし御ありさまのみ恋しくほけくしきまでおほえさせ給けれと三条院お
はしましつるかきりは院の殿上人もまいりや御つかひもしけくまいりかよひなとするに人めもしけくよろつなくさめさせ給を院うせお

一五九七

10

はしましては世中のものおそろしく大路のみちかひもいかゝとのみわつらはしくふるまひにくきにより宮司ミヤジなとたにもまいりつかまつ

ることもかたくなりゆけはましてけすの心はいかゝはあらんとのもりつかさの下部あさきよめつかうまつることなければはの草もし

一五十九

けりまさりつゝいとかたしけなき御すみかにてましますまれくまいりよる人くはよにきこゆることゝて三宮ミヤノのかくておはしますを

後朱雀院

心くるしく殿ミヤも大宮ミヤノも思申させ給にもし内に男宮オトミヤもいておはしましなはいかゝあらんさあらぬさきに東宮にたてたてまつらはやとなん

おほせらるされはをしてとられさせ給へかんなりなとのみ申をまことにしもあらさらめとけにことのみまもよとおほゆるましければ

一六十四

にやきかせ給御心地はいとようきたるやうにおほしめされてひたふるにとられんよりはわれとやのきなましとおほしめすに又高松殿タカマツノミヤの

道長女母左大臣

御匣殿ミツバタノミヤまいらせ給とのはなやかにもてなしたてまつらせ給へかなりとも例のことなればよの人のさまくさため申を皇后宮クハノミヤきかせ給て

一六十五

いみしうよろこはせ給を東宮はいとよかるへきことなれとさたにあらはいとゝわかおもふことえせし猶かくてえあるましくおほされて

御母宮にしかくなん思ときこえ申させ給へはさらなりやいとくあるましき御事也御匣殿の御ことをこそまことならばすゝみきこえ

させたまはめさらにくおほしよるましきことなりときこえさせ給て御ものゝけのするなりと御いのりともせさせ給へとさらにおほし

一六十六

とゝまらぬ御心のうちをいかてかよ人もきくけんさてなん御匣殿まいらせたてまつり給へともきこえさせたまふへかなるなといふこと

殿辺にもきこゆればまことにさもおほしゆるきてのたまはせはいかゝすへからんなどおほすさて東宮はつめにおほしめしたちぬのちに

しふてい

1

御匣殿の御事もいはんに中／＼それはなとかなからんなどよきかたさまにおほしなしけん不覚フカクのことなりやな皇后宮にもかくともまう

し給はすたゞ御心のまゝに殿に御消息きこえんとおほしめすにむつまじうさるへき人もゝのし給はねは中宮権大夫殿のおほします四條

能信小一衆院東宮給之年二位中將左京

坊門大夫也此物部之年中宮権大夫也と西洞院とは宮ちかきそかしそれはかりをこと人よりはとやおほしめしよりけん藏人なにかしを御つかひにてあからさまにまいら

し六十

せ給へとあるをおほしもかけぬことなれはおとろき給てなにしにめすそとゝひ給へはまうさせ給へきことの候にこそと申をこのきこゆ

5

ることゝもにやとおほせとのかせ給事はざりともよにあらし御匣殿の御ことならんとおほすいかにもわか心ひとつにはおもふきことな

し六十

らねはおとろきなからまいりさふらふへきをとおとゝに案内申てなん候へきと申給て先殿マツ道長にまいりたまへり東宮小一衆院よりしか／＼なんおほせ

られたると申給へは殿もおとろき給て何事ならんと仰られなから大夫殿能信とおなしやうにそおほしよらせ給けるまことに御匣殿の御こと

のたまはせんをいなひ申さんも便なしまいり給なは又さやうにあやしくてはあらせたまつるへきならず又さては世の人の申なるやう

し六十

に東宮のかせ給はんの御思あるへきならずかしとはおほせとしかわさとめさんにはいかてかまいらてはあらんいかにものたまはせんこ

とをきくへきなりと申させたまへはまいらせ給ほとひもくれぬ陣顯光に左大臣殿の御くるまや御前とものあるをなまむつかしとおほしめせ

し六十

10

とかへらせ給へきならねは殿上にのほらせたまひてまいりたるよし啓せよと藏人にのたまはすれはおほいとのゝ御前にさふらはせ給へ

顯光

1

はたゝいまはえなん申さふらぬときこえさするほと見まはさせ給に庭の草もいとふかく殿上のありさまも東宮のおはしますとは見えす

あさましうかたしけなけ也大い殿いて給てかくとけいすれは朝かれいのかたにいてさせ給てめしあれはまいりたまへりいとちかくこち

〔六十五〕

と仰られてものせらるゝこともなきに案内するもはゝかりおほかれとおとゝにきこゆへきことのあるをつたへものすへき人のなきにま

ちかきほとなればたよりもと思て消息しきこえつる其旨はかくてはへるこそは本意あることゝおもひ故院のしをかせ給へることをた

〔六十四〕

二条院也

5

かへたてまつらんもかたゝにはゝかりおもはぬにあらねとかくてあるなん思ひつゝくるにつみふかくもおほゆる内の御ゆくす急はい

後一条院

とはるかにものせさせ給いつともなくてはかなきよに命もしりかたしこのありさまのきて心にまかせてをこなひもし物詣をもしやすら

かにてなんあらまほしきをむけに前東宮にてあらんはみくるしかるへくなん院号給て年に受領シムリヤウなどありてあらまほしきをいかなるへき

〔六十五〕

ことにかとつたへきこえられよとおほせられければかしこまりてまかてさせ給ぬそのよはふけにければつとめてそ殿道長にまいらせ給へる

に内へまいらせ給はんとて御装束のほとなればえ申させ給はすおほかたには御共にまいるへき人ゝさらぬもいてさせ給はんに見参せ

〔六十五〕

20

んとおほくまいりあつまりてさはかしけなれば御車にたてまつりにおはしまさんに申さんとてそのほと寝殿ドムのすみのまの格子カウツによりか

よりてぬさせ給へるを源民部卿よりおはしてなとかくははおはしますときこえさせ給へは殿にはかくしきこゆへきことにもあらねはし
後賢件時部卿大納言

〔六十六〕

1

かゝのこのあるを人ゝのさふらへはえ申さぬなりとのたまはするに御けしきうちかはりてこのともおとるき給いみしくかしこ
きことにこそあなれたゝとくきかたてまつり給へ内にまいらせ給なはいとゝ人かちにてえ申させ給はしとあれはけにとおほしておは
しますかたにまいりたまへればさならんと御心えさせ給てすみのまにいてさせ給て春宮にまいりたりつるかゝはせ給へはよへの御消
しなせ

息くはしく申させ給にさらなりやおろかにおほしめさんやはをしておろしたてまつらんことはゝかりおほしめしつるにかゝることのい

5

てきぬる御よろこひなをつきせず先いみしかりける大宮の御すくせかなとおほしめす民部卿殿に申あはせさせ給へはたゝとくゝせさ
上東門院

せ給へきなりなにか吉日をもとはせ給すこしものひはおほしかへしてさらてありなんとあらんをはいかゝはせさせ給はんと申させ給へ
しなせ

はさることゝおほして御曆御覽するに今日あしき日にもあらざりけりやかて関白殿もまいり給へるほとにてとくゝとそゝのかし申さ
頭通字給殿

せ給に先いかにも大宮に申てこそはとて内におはしますほとなれはまいらせ給てかくなるときかたてまつらせたまへはまして女の御
しなせ

こゝろはいかゝおほしめされけんそれよりそ東宮にまいらせ給て御子ともののはら又例も御共にまいり給上達部殿上人ひきくせさせ
給へれはいとちたくひゝきことにておはしますすをまちつけさせ給へる宮の御心ちはざりともすこしすゝろはしくおほしめされけんか

10

しこゝろもしらぬ人は露シメツキまいりよる人たになきに昨日二位の中将殿のまいり給へりしたにあやしとおもふに又今日かくおひたしく賀

茂フツナ詣などのやうに御さきのをともおとろくしうひゝきてまいらせ給へるをいかなることとあきるゝにすこしよろしきほどの物は御

匣殿の御事申させ給なめりとおもふはさもにつかはしやむけにおもひやりなきゝはの物は又わか心にかゝるまゝに内のいかにおはしま

すそなとまで心さはきしあへりけるこそあさましうゆゝしけれ標子母宮たにえしらせ給はさりけりかくこの御方に物さはかしきをいかなる

ことそとあやしうおほして案内し申させ給へと例ヨメマコ女房のまいる道をかためさせ給てけりとのにはとしころおほしめしつる事なとこまか

にきこえんと心つよくおほしめしつれとまことになりぬるおりはいかになりぬることとさすかに御心さはかせ給ぬむかひきこえさせ

給てはかたくにおくせられたまふにけるにやたゝ昨日のおなしさまになかくことすくなにおほせらるゝ御返カヘはざりともいかにかく

はおほしめしよりぬるそなとやうに申させ給けむかしな御氣色のこゝろくるしさをかつは見たてまつらせ給てすこしをしのはせ給て

さらは今日吉日なりとて院になしたてまつらせ給やかてことゝもはしめさせ給ひぬよろつの事さためをこなはせ給判官代には宮司ミヤジとも

藏人などかはるへきにあらす別當には中宮の権大夫能信をなしたてまつり給へはおりて拜し申させ給事ともさたまりはてぬれはいてさせ

給ぬいとあはれにはへりけることは殿のまた候はせ給ける時母宮標子の御方よりいつかたのみちたつねまいりたるにかあらはに御覽するも

しらぬけしきにていとあやしけなるすかたしたる女房のわな／＼いかにかくはせさせ給へるそこゑもかはりて申つるなんあはれにも又おかしうもそこそおほせられけれ勅使こそ誰ともたしかにもきゝ侍らね祿などにはかにていかにせられけんといへは殿こそはせさせ給けめさはかりのことになりて逗留せさせ給はんやは火たきや陣屋などとりやられける程にこそえたへすしのひねなく人／＼はへりけれまして皇后宮ほりかはの女御とのなとはさはかり心ふかくおはします御心ともにかはかりおほしめしけんとおほえはへりし世中の女御殿

雲のまてたちのほるへきけふりかと思えしおもひのほかにもあるかなといふうたよみ給へりなと申こそさらによもとおほゆれいとさはかりの事に和哥のすちおほしよろしかな御心のうちにはをのつからのちにもおほさせ給やうもありけめと人のきゝつたふるはかりはいかゝありけんといへはおきなげにそれはさることにはへれとむかしもいみじきことのおりかゝることとおほくこそきこえはへりしかとてさゝめくはいかなる事にかさてかくせめおろしたてまつり給ては又御むこにとりたてまつらせ給ほともてかしつきたてまつらせ給御ありさままことに御心もなくさませ給はかりこそきこえ侍しかをものまいらするおりはたいはんとおはしまして御臺や盤なとまててつからのこはせ給ふなにも召試つゝなんまいらせ給ける御障子くちまてもておはしまして女房に給はせ殿上にいたす

ほとにもたちそひてよかるへきやうにをしへなとこれこそは御本意とあはれにそのきはに故式部卿の宮の御事ありけりといふそらこ

〔七三二〕
教康

と也なにゆへあることにもあらなくにむかしの事ともこそはへれおはします人の御事申便なきことなりかしきて式部卿のみやと申は故

教康

一條の院の一のみこにおはしますその宮をはところ帥宮と申しを小一條院式部卿にておはしまし、か東宮にたち給てあく所に帥を

〔七三三〕

はのかせ給て式部卿とは申し、そかしそのうちたひの東宮にもはつれ給ておほしなけしほとにうせ給にしのち又この小一條院の御

教康仁二年十一月日癸年廿九

さしつきの二宮敦儀親王をこそは式部卿とは申めれ又次の三宮敦平の親王を中務の宮と申次の四宮師明親王と申おさなくより出家して

濟僧左大臣雅信、男

仁和寺僧正のかしつきものにておはします御妹の女宮達二人一所はやかて三条院の御時の齋宮にてくたらせ給にしをの

〔七三三〕

齋宮

ほらせ給てのち荒三位道雅の君になたせ給にければ三条院も御なやみのおりいとあさましきことにおほしなきてあまになし給てう

せ給にきいま一所の女宮皇女またおはします小一條の大將の御ひめきみそた、いまの皇后宮皇女と申つるよ三条院の御時に后にたてくまつら

〔七三四〕

むとおほしけるこちよりては大納言のむすめの后にたつれいなかりければ御父大納言を贈太政大臣可尋になしてこそは后にたてさせ給てし

かされは皇后宮いとめてたくおはします御せうと一人は侍従入道相任スナツいま一所は大藏卿通任の君こそはおはすめれ又伊与入道為任もそれそ

〔七三四〕

かしいま一所の女君こそはいとはなはたしく心うき御ありさまにておはすめれ父大將のとらせ給へりける處分の領所あふみにありける

を人にとられければすへきやうなくてかはかりになりぬれば、つかしきもしられずやおもはれけんよるちより御堂にまいりてうれへ

一七七一

1

申給しはとよ殿の御まへは阿弥陀堂の佛の御前に念誦しておはしますに夜いたくふけにければ御脇息によりかゝりてすこしねふらせ給

へるに大防イヌアヒセキのもとに人のけはひのしければあやしとおほしめしけるに女のけはひにてしのひやかに申候はんと申を御ひかみ、かとおほ

一七五五

しめすにあまたゝひになりぬればまことなりけりとおほしめしていとあやしくはあれと誰ぞあれはとゝはせ給にしかゝの人の申へき

ことゝてまいりたるなりと申ければいとゝあさましくはおほしめせとあらくおほせられんもさすかにいとをしくてなにこととゝは

せ給ければしろしめしたることに候覽とて事のありさまこまかに申給にいとあはれにおほしめしてさらなりみなきゝたる事也いとふひ

一七六六

んなることにこそはへるなれいませすまじきよしすみやかにいはせんかきましたることあるまじきこと也人してこそいはせ給はめ

とてかへられねとおほせられければさこそはかへすゝおもひ給候つれと申つくへき人のさらに候はねはざりともあはれとはおほせこ

一七六六

と候なんと思給てまいり候なからもいみしうつゝまじう候つるにかくおほせらるゝ申やるかたなくうれしう候とて手をすりてなくけは

ひにゆるしくもあはれにもおほしめされてのものなかせ給にけりいて給みちに南大門に人ゝゝゝたるなかをおはしければなにかしぬし

のひきとゝめられけるこそいと無哀フレイのことなりやのちに殿もきかせ給ければいみしうむつからせ給ていとひさしく御かしこまりにてい

一七七七

10

5

ましきさて御うれへの所はなかく論あるましくこの人の領にてあるへきよしおほせくたされにければもとよりもいとしたゝかに領し給

きはめていとよしさはかりになりなんには物のほちしらてありなんかしくく申給へるいとよきことゝくちくほめきこえしこそ中く

しちせつ

におほえ侍しか大門にてとらへたりし人は式部大夫源政成か父なり

経任殿後権守

し七十八

太政大臣兼家 法興院

内大臣道隆 中関白
町尻

右大臣道兼 栗田

し八十九

一 太政大臣兼家 永祿二年七月二日薨 年六十二

このおとゝは九條殿の三郎君東三条のおとゝにおはします御母は一條撰政におなし冷泉院圓融院の御舅一條院三条院の御祖父東三条女

超字

院贈皇后の御父公卿にて廿年大臣のくらゐにて十二年撰政にて五年太政大臣にて二年世をしらせたまふさかへて五年そおはします出家

兼家永祿二年五月八日依願出家年六十二法名如実

せさせたまひてしかはのちの御いみなゝし内にまいらせ給にはさらなり牛車にて北陣までいらせたまへはそれよりうちはなにはかりの

し八十一

ほとならねとひもときていらせたまふこそされとそれはさてもあり相撲スエのおり内春宮三條院のおはしませは二人の御前になにをもをしやりて

大入道殿於内裏無礼事

あせとりはかりにてさふらせたまひけるこそよにたくひなくやむことなきことなれす多には北方もおはしまさむりしかはおとこすみに

〔八十二〕

て東三條とのゝ西對ノカを清涼殿つくり御しつらひよりはしめてすませたまふなとをそあまりなることに人申めりしなをたゞ人にならせ

たまひぬれば御果報のおよはせたまはぬにやさやうの御身もちにひさしうはたまたせたまはぬともさため申めりきそのときはゆめとき

もかんなきもかしこきものとの侍しそとよ堀川兼通摂政のはやりたまひしときにこの東三條殿は御官ツカサともとゞめられさせたまひていと

〔八十二〕

兼家貞元二年十月十二日停左大将任治部卿于時大納言為同殿夢事

5

らくおはしましむるときに人のゆめにかの堀河院より箭をいとおほくひんかしさまにいるをいかなる事ぞと見れば東三條殿にみなをちぬ

と見けりよからすおもひきこえさせたまへるかたよりおはせたまへはあしきことなとおもひてとのにも申ければおそれさせ給てゆめと

〔八十二〕

きにとはせたまひければいみしうよき御ゆめなりよのなかのこのとにうつりてあの殿の人のさなからまいるへきか見えたるなりと申

けるかあてさらざりしことかは又そのころいとかしこきかむなき侍き賀茂のわかみやのつかせたまふとてふしてのみ物をまししかはう

同殿合問巫覡一宿事

ちふしのみことそよ人つけて侍し兼家大入道殿にめしてもとはせ給けるにいとかしこくまうせはさしあたりたる事すきにしかたのことは

〔八十三〕

みなさいふ事なればしかおほしけるにかなはせたまふことゝものいてくるまゝにのちくには御装束たてまつり御冠カウさせさせたまて御ひ

10

さにまくらをせさせてそのものはとせたまけるそれに一事ひとこととしてのちくのこと申あやまたざりけりさやうにちかくめしよするにいふ

〔八十三〕

1

かひなきほとものにもあらですこしおもとほとときはにてそありけるこの法の興院ホコノイノにおはしますことをそ心よからぬところと人は

此移徒何年哉

うけ申さよりしかといみしう興せさせ給てきもいれてわたらせたまひてほとなくうせさせおはしにき御厩ウマヤの馬に御隨身のせて粟

田口へつかはしむかあらはにはるく見ゆるなとをかききことにおほせられて月のあかき夜は下格カウシ子もせてなかめさせ給けるにめに

〔八十四〕

法興院有豊物事

も見えぬものゝはらくとまいたりわたしければさふらふ人々はおちさはけと殿はつゆおとろかせたまはて御まくらかみなるたちをひき

5

ぬかせたまて月みるとあけたる格子おろすはなにもゝするそいと便たすなしものとやうにあげわたせざらすはあしかりなんとおほせら

〔八十四〕

れければやかてまいりわたしなとおほかたおちぬ事とも侍けりさてつゝに殿原ツツノの領にもならてかく御堂にはなさせたまへるなめりこ

のおとゝの君達女君四所男君五人おはしましき女二所おとこ三所いつところは摂津守藤原中正フナナカのぬしの女のはらにおはします三條院の

御母の贈皇后と女院大臣三人そかしの御母いかにおほしけるにかいまたわかうおはしけるをり二條の大路にいてゝゆふけとひたまひ

皇子

皇子

道隆兼道長〔八十五〕

ければ白髪いみしうしろき女のたゝひとりゆくかたちとまりてなにわさし給人そもしゆふけとひたまふかなにことなりともおほさんこ

とかなひてこの大路よりもひろくなくさかへさせ給へきそとうち申かけてそまかりにける人にはあらでさるへきものゝしめしたてま

〔八十五〕

10

つりけるにこそ侍けめ女君は女院のきさきのみやにておはしましゝおりの宣旨にておはしき又對の御方ときこえし御はらの女おとゝい

兼家女
御子

1

みしうかなしくしきこえさせたまて十一におはせしをり尚侍になしたてまつらせたまて内すみせさせたまつらせたまひし御かたち

とうつくしうて御くしも十一二のほとにいとをよりかけたるやうにていとめてたくおはしませはことはりとして三條院の東宮にて御元服

寛和二年七月十日御元服

せさせ給よの御ぞひふしにまいらせ給て三條院もにくからぬものにおほしめしたりきなついとあつき日わたらせ給へるに御まへなる水

をとらせたまひてこれしはしもちたまひたれ丸をおもひたまはゝいまはといはさらんかきりはおきたまふなとてもたせきこえさせたま

同日立太子年十一

5

て御覽しければまことにかたのくろむまでこそもちたまひたりけれざりともしはしそあらんとおほしゝにあはれさすきてうとましくこ

そおほえしかとそ院はおほせられけるあやしきことは源宰相定頼のきみのかよひたまふとよにきこえてさにて給にきかしたゝなら

三條院

すおはすとさへ三條院きかせたまてこの入道殿にさることのあなるはまことにやあらんとおほせられければまかりてみてまいり侍らん

一八十五

道長

とておはしましたりければ例ならずあやしくおほして几帳ひきよせさせ給けるををしやらせたまへれはもとはなやかなるかたちにいみ

しうけさうしたまへればつねよりもうつくしう見えたまふ春宮にまいりたりつるにしかくおほせられつれば見たてまつりにまいりつ

三條院

一八十五

るなりそらことにもおはせんにしかきこしめされ給はんいとふひんなれはとて御むねをひきあけさせ給てちをひねりたまへりければ御

10

かほにさとほしりかゝるものかともかくものたまはせてやかてたゞせ給ぬ東宮にまゐり給てまことにさふらひけりとしてたまひつるあ
しんがく

りさまを啓せさせたまへればさすかにもと心くるしうおほしめしならせたまへる御なかなれはにやいとをしげにこそおほしめしたりけ

れないしのかみは殿かへらせ給てのちに人やりならぬ御心つからいみしうなきたまひけりとそゝのをりみたてまつりたる人かたり侍し

春宮にさふらひたまひしほとも宰相はかよひまゐりたまふことあまりいてゝこそは宮もきこしめして帯刀おびとうともしてけさせやせましとお

もひしかと故おとゝのなきかけにもいかゝとをしかりしかはさもせざりしとこそおほせられけれこの御あやまちより源宰相三條院の御
九条殿

時は殿上もしたまはて地下の上達部にておはせしにこの御時にこそは殿上し檢非違使別當などになりてうせ給にしかいまひとつの御は
しんがく

らの大君は冷泉院の女御にて三條院為尊親王正の宮帥教道親王宮の御母にて三條院くらるにつかせ給しかは贈皇后宮と申きこの三人のみやたちを祖父

殿事のほかにかなしうし申たまひきよの中にすこしのこともいてき雷かみもなり地震すかもふるときはまつ春宮の御方にまいらせ給て舅の殿原

それならぬ人々などをうちの御方へはまゐられこの御方にはわれさふらはむとておほせられける雲形クモガタといふ高名の御帯は三條院にこそ
しんがく

はたてまつらせたまへるかこのうらに春宮にたてまつるとかたなのさきにて自筆にかゝせたまへるなりこのころは陽明門院陽明門院
一品宮にとこそうけ
皇子内親王

たまはれこの春宮の御おとゝの宮達みやたちはすこし輕かろく々にそおはしましゝ帥すけ宮の祭のつかさいつみしきふのきみとあひのらせたまて御覽せし
しんがく

しんがく 教道寛弘四年十月二日癸亥年廿七前大宰帥三品

さまもいとけうありきやな御くるまのくちのすたれをなかりきらせ給てわか御かたをはたかうあけさせ給式部かのりたるかたをはお

ろしてきぬなかういたさせてくれなものはかまにあかき色紙の物思いとひろきつけてつちとひとしうさけられたりしかはいかにそのもの

見よりはそれをこそ人みるめりしか彈正尹宮の董におはしましむとき御かたちのうつくしけさはかりもしらすかゝやくとこそはみえさせ給しか御元服おとりのことのほかにせさせたまひにしをやこの宮たちは御心のすこしかろくおはしますこそ一家のとはらうけ申させたまはざりしかとさるへきことのおりなとはいみしうもてかしつき申させ給し帥宮一條院の御時の御作文にまいらせ給しなとには御

此元服何年哉
長保四年六月依病出家終

前なとにさるへき人おほくていとこそめてたくてまいらせたまふめりしか御前にて御襪のいたうせめさせ給けるに心地もたかひていとたへかたうおはしましければこの入道殿にかくときこえさせ給て鬼の間におはしまして御襪をひきぬきてたてまつらせたまへりければこそ御心地なをらせ給へりけれ贈後の御一腹のいま一所の姫君は圓融院の御時梅壺の女御と申て一の御こむまれ給へりきそのみこ

五にて春宮にたゝせたまひ七にて位につかせたまひにしかは御母女御殿寛和二年七月五日きさきにたゝせたまひて中宮と申きこのちゝ

おとゝの御太郎君女院の御一腹の道隆のおとゝ内大臣にて関白させ給き二郎君陸奥守倫寧のぬしの女のはらにおはせしきみなり道

綱ときこえし大納言まてなりて右大将かけたまへりきこの母君きはめたる和哥の上手におはしければこの殿のかよはせたまけるほと

永観二年八月廿七日
寛弘六年六月廿五日

納給日記事

こと哥なとかきあつめてかけろふの日記となつてよにひろめ給へりとのゝおはしましたりけるにかとをおそくあけゝればたひく御

〔本三〇〕

1

消息いひいれさせ給に女君

在拾遺抄第七立上御殿母

なけきつゝひとりぬる夜をあくるまはいかにひさしきものとかはしるいとけふありとおほしめして

兼家

けにやけにふゆのよならぬまきのとをそくあくるはくるしかりけりされはそのはらのきみそかしの道綱卿のゝちには東宮傅に

〔本三三〕

寛弘四年正月廿八日轉東宮傅一
元大夫三条院也

なりたまで傳殿とそ申めりしいとあつしくて大将をも辭し給てきその殿いまの入道殿の北政所の御はらからにすみたてまつらせ給て

長保六年七月十三日辭右大将

道長

左大臣權信女

5

むまれたまへりしきみ宰相中将兼経のきみに父大納言はうせ給にき御とし六十六とそきゝたてまつりし大入道とのゝ三郎粟田殿又四郎

道綱寛仁四年十月十三日出家十六日絶

道兼

〔本三三〕

はほかはらの治部少輔君とてよのしれものにてましらひもせてやみたまひぬとそきこえ侍し五郎きみたゝいまの入道殿におはします女

道兼

道長

院の御母きたのかたの御はらのきむたち三所の御ありさま申侍らん昭宣公の御君達三平ときこえさすめりしにこの三所をは三道とやよ

〔本三三〕
時平仲平忠平

道隆道兼道長

の人申けんえこそうけたまはらすなりにしかとてはゝむむ

〔本三三〕

一 内大臣道隆

〔本三三〕

正暦六年三月日依病辭閑白四月六日出家

十日癸四十三号中関白

このおとゝはこれ東三條のおとゝの御一男なり御母は女院登子の御おなしはらなり関白になりさかへさせたまて六年はかりやおはしけん大

疫癘エビの年こそうせ給れされとその御やまひにてはあらて御みきのみたれさせ給にしなりをのこは上戸ひとつの興のことにすれとすぎ

九十四

ぬるはいと不便ズビなるをりや侍や祭のかへさ御覽すとて小一條大将閑院大将とひとつ御くるまにてむらさぎの此三人同車見物同年故にいてさせ給ぬからすのつ

いぬたるかたをかめにつくらせ給て興あるものにおほしてともすれば御みきいれてめすけふもそれにてまいらするもはやさせたまふ

ほどにやうくすぎさせたまてのちは御くるまのしりまへすたれみなあけて三所ながら御もとよりはなちておはしましけるはいとこそ

九十五

みくるしかりけれおほかたこの大将殿たちのまいりたまへるよのつねにてたまふをはいとはいなくもちをしきことにおほしめした

りけりものもおほえず御装束もひきみたりてくるまさしよせつゝ人にかゝれてのり給をそいとけうあることにさせせたまひけるたゝし

九十五

この殿御酔サケのほとよりはとくさむることをせせせたまひし御賀茂詣此賀茂詣年可助の日は社頭にて三度の御かはらけさたまりてまいらするわざなる

をその御時には弥宜神主カウスも心えて大かはらけをそまいらせしに三度はさらなる事にて七八度などめして上社カノヤカシにまいりたまふみちにて

九十六

はやかてのけさまにしりのかたを御まくらにて不覚ツカにおほとのもりぬ一大納言道長にてはこの御堂そおはしましむかは御覽するによにい

りぬれば御前ミマエの松マツのひかりにとをりてみゆるに御すきかけのおはしまさねはあやしとおほしめしけるにまいりつかせ給て御くるまかき

おろしたればえしらせたまはすいかにとおもへと御前ともえおとろかし申さてたまさふらひなめるに道長入道殿おりさせ給へるにさても

〔九十六の六〕

1

あるへき事ならねはなかえのとなからたかやかにやと御あふきをならしなとせさせたまへとさらにおとろきたまはねはちかくよりてうへの御はかまのすをあらゝかにひかせたまふおりそおとろかせ給てさる御用意はならはせたまへれば御くしかうかいくし給へりけ

〔九十七の七〕

るとりいてゝつくろひなとしておりさせたまひけるにいさゝかさりけなくてきよらかにてそおはしましゝさはかり酔なん人はそのよは

おきあかるへきかはそれにこのとゝ御上戸はよくおはしましけるその御こゝろのなをゝはりまでもわすれさせたまはさりけるにや御

5

やまひつきてうせたまひけるとしなせつしにかきむけたてまつりて念仏申させ給へと人々のすゝめたてまつりければナリキアキミウラ濟時朝光などもや極楽

にはあらんすらむとおほせられけるこそあはれなれつねに御心におほしならひたることなればにやあの地獄のかなへのはたにかしらう

ちあてゝ三寶の御名をもひいてけん人のやうなる事也や御かたちそいと伊周きよらにおはしましゝ帥殿に天下執行の宣旨くたしたてまつり

〔九十八の八〕

にこの民部卿殿の頭弁にて俊賢まゐりたまへりけるに御やまひいたくせめて御装束もえたてまつらさりければ御直衣にて御簾のオサシとにあさり

いてさせたまふになけしをおりわつらはせたまて女装束御手にとりてかたのやうにかつけさせ給しなんいとあはれなりし事人のいとさ

〔九十八の九〕

10

はかりなりたらんはことやうなるへきをなをいとかはらかにあてにおはせしかはやまひつきてしもこそかたちはいるへかりけれとなん

みえしとこそ民部卿殿はつねにのたまふなれその関白殿ははら／＼に男子女子あまたおはしましきいまのきたのかたは大和守高階成忠

宮内卿從四位下良臣一男母從

のぬしの御女なりのちには高二位とこそいひ侍しかさて積善寺の供養の日はこの入道殿のかみにさふらはれしはいとめたりなりしわさ

此積善寺供養何年故座次第不盡口
一五二五年

四位下民部大輔藤博文女

寛和二年七月廿二日從三位正曆二年七月廿二日從二位依中宮外祖父一叙二階也

かなそのはらにおとこきみ三所女君四所おはしましき大ひめきみは一條院の十一にて御元服せしめたまひしに十五にてやまいらせたま

ひけむやかてそのとし六月一日后にゐさせたまふ中宮と申きさて関白殿なとうせさせ給てのちにおとこみ一人女みこ二人うみたま

正暦元年

天保十一年

教康

橋子 媛子
一六二五年

つらせたまへりき女宮は入道の一品宮とて三條におはします女二宮は九にてうせ給にき男親王式部卿の宮敦康の親王とこそましまかた

媛子

寛弘五年五月廿五日薨

ひ／＼の御おもひたかひてよの中をおほしなけきてうせたまひにき御とし廿にてあさましうてやませ給にしかは冷泉院の宮達などのや

寛仁二年十一月日薨

うに軽々におはしまさましかはいとをしさもよろしくやよの人おもひまさまし御さへいとかしこう御ごころはへもいとめてたうそおは

一四二五年

しましゝさてまたこのみやの御母後の御さしつきの中君は三條院の東宮と申しゝおりの淑景舎とてはなやかせ給しもちゝ殿うせさせ給

連隆

にしのち御とし廿二三はかりにてうせさせ給にき三の御方は冷泉院の四のみこ帥宮と申しゝをこそはちゝ殿むことりたてまつらせたま

教通 一四二五年

へりしものちにはやかて御なかたえにしかはすゑのよは一條わたりにいとあやしくておはするとそきこえ給しまことにや御ごころはへ

などのいとをちめすおはしければかつは宮もうとみきこえさせたまへりけるとかやまらうとなとのまいりたるおりは御簾をいとたかや

かにをしやりて御ふところをひろけてたちたまへりければ宮は御をもてうちあかめてなむおはしましたしけるさふらふ人もおもてのいろた

1

かふ心ちしてうつふしてなんとよむもはしたにすちなかりける宮のちにはみかへりたりしまゝにうごきもせられずものこそおほえざり

しかとこそおほせられけれ又学生ともめしあつめて作文しあそはせたまけるに金を二三十両はかり屏風のうへよりなけいたして人々う

ちたまければふさはしからすにくしとはおもはれけれとその座にては饗応し申てとりあらそひけり金たまはりたるはよはれれともざも

みくるしかりしものかなとこそいまにまうさるなれ人々文つくりて講しなどするによしあしいとたかやかにさため給おりもありけり

5

二位の新發の御なかれにてこの御そうは女もみなさえのおはしたるなり母上は高内侍そかしされと殿上えせられざりしかは行幸節會な

貴子此内侍御前文獻時之由可尋之

とには南殿にそまいられしそれはまことしき文者にて御前の作文には文たてまつられしかとよ少々のをのこにはまさりてこそきこえ侍

しかさやうのをりめしありけるにも大盤所のかたよりはまいりたまはて弘徽殿の上御つほねのかたよりとをりて二間になんざふらひた

まひけるとこそうけたまはりしか古駈に侍りや女のあまりにさへかしこきはものあしきと人の申なるにこの内侍のちにはいとみしう

墮落せられにしもそのけとこそはおほえ侍しかさてその宮の上のさしつきの四の君は御匣殿と申し御かたちとうつくしうて式部卿の

みやの御はむしろにておはしましよもはななくうせ給にきされは一はらの女君たちかくなり對の御かたときこえさせし人の御はらにも

10

女きみおはしけるはいまの皇太后宮にこそさふらひたまふなれ又もきこえたまふかしおとこ君たちは太郎君故伊与守キリト仁のぬしのはら

皇子

1

そかし大千与君よなそれは祖父おとこの御子にしたてまつりたまで道頼六郎君とこそはましゝか大納言まてなり給へりき父の関白殿う

道頼
兼家

百三三

せ給しとの六月十一日にうちつゝきうせ給にき御とし廿五とそきこえさせ給し御かたちいときよけにあまりあたらしきさましてもの

長徳元年

よりぬけてたるやうにそおはせし御心はへこそこと御はらからにもにたまはずいとよく又されおかしくもおはせしかこの殿はことほ

百四三

らにおはす皇后宮とひとつはらのおとこきみ法師にて十あまりのほとに僧都になしたてまつりたまへりしそれも卅六にてうせたまひに

皇子

隆興

卅仙本

長和四年二月日卒

5

きいまひとゝろは小千与きみとてかのほかはらの大千与きみにはこよなくひきこし廿一におはせしとき内大臣になしたてまつりたまで

伊周

我うせたまひしとし長徳元年のことなり御やまひをもくなるきはに内にまいり給てをのれかくまかりなりにて候ほとこの内大臣伊周の

百四四

百シヤカ

おとゝに百官并天下執行の宣旨たふへきよし申くたさしめたまで我は出家せさせ給てしかはこの内大臣殿を関白殿とてよの人あつまり

伊周

まいりしほとに粟田殿にわたりにしかはてにすゑたるたかをそらいたらんやうにてなげかせたまふ一家にいみしきことにおほしみたれ

道兼正暦六年四月廿七日為関白

百四五

しほとにそのうつりつるかたもゆめのことくにてうせ給にしかはいまの入道殿そのとしの五月十一日より世をしろしめしゝかはかの殿

道兼同年五月八日薨卅五

道長平時大納言右大將中宮大夫年卅

いとゝ無徳におはしましゝほとに又のとし花山院の御事いてきて御つかさくらあとられ給てたゝ大宰の権帥になりて長徳二年四月廿

丙申
百四六

10

四日にこそはくたり給にしか御とし廿三いかはかりあはれにかなしかりしことぞされとげにかならずかやうの事わかをこたりにてなか

され給にしもあらずよろつのこと身にあまりぬる人のもろこしにもこのくにゝもあるわさにそ侍なるむかしは北野の御事そかしなとい

ひてはなうちかむほともあはれにみゆこの殿も御さへ日本にはあまらせたまへりしかはかゝる事もおはしますにこそ侍しかさて式部卿
教康長徳

のみやのむまれさせたまへる御よろこひにこそめしかへさせ給へれさて大臣になすらふる宣旨かふらせたまひてありき給し御ありさま
元年十一月七日誕生
寛弘五年正月十六日勅准 大臣一

もいとおちあてもおほえ侍さりきいとみくるしきことのみいかにきこえ侍しものとして内にまいらせ給けるに北の陣よりいらせたまひて

にしさまにおはしますに道長入道殿もさふらはせ給ほとなれは梅壺ナツホのひんかしの屏のとはさまに下人ともいとおほくゐたるをこの帥殿伊周の

御共の人ゝいみしうはらへはいくへきかたのなくて梅壺の屏のうちにはらゝといたりたるをこれはいかにと殿御覽すあやしと人ゝみ

れとさすかにえともかくもせぬになにかしといひし御随身のそらしらすしてあらゝかにいたくはらひいたせは又とさまにいとらうかは

しくいつるを帥殿の御ともの人ゝこのたひはえはらひあへねはふとり給へる人にてすかやかにもえあゆみのきたまはてトウケツクサネ登華殿のほそ

とのゝコト小部コトにをしたてられ給てやゝとおほせられけれとせはきところサツに雑人サツはいとおほくはらはれてをしかけられたまつりぬれはと

みにえのかていとこそ不便に侍けれそれはけに御つみにあらねとたゝはなやかなる御ありきふるまひをせさせ給はすはさやうにかろ

くしきことおはしますへきことかはとそかし又入道殿此金峯山詣事可尋之みたけにまいらせ給へりしみちにて帥殿のかたより便なき事あるへしときこえ

伊周

一四八

1

てつねよりも世をおそれさせ給てたひらかにかへらせ給へるにかの殿もかゝることきこえたりけりと人の申せはいとかたはらいたくお

ほされなからざりとてあるへきならねはまいり給へりみちのほと物語なとせさせたまふに帥殿伊周いたくおくしたまへる御けしきのしる

きをおかしくも又さすかにいとをしくもおほされてひさしく六ツかまつらていとさうくしきにけふあそはせとて雙六六ツの杯ツをめして

一四八

おしのこはせ給に御けしきこよなうなをりてみえ給へは殿をはしめたてまつりてまいりたまへる人くあはれになんみたてまつりける

5

さはかりのことをきかせ給はむにはすこしすさましくもてなさせ給へけれと入道殿道長はあくまでなざけおはします御本性ウツにてかならず

一四九

人のさおもふらんことをはをしかへしなつかしくもてなさせ給なりこの御はくやうはうちたゞせ給ぬればふたところなからはたかにこ

しからませ給てよなかあかつきまであそはすこゝろおさなくおはする人にて便なき事もこそいてくれと人はうけまさりけりいみしき

一四九

御かけものともこそ侍けれ帥殿伊周はふるきものともえもいはぬ入道殿長道はあたらしきかけふあるおかしきさまにしなしつゝそかたみにとり

かはさせ給けれとかやうの事さへ帥殿伊周はつねにまけたてまつらせたまでそまかてさせ給けるかゝれとたゞいまは教廉一宮のおはしますをた

10

のもしきものにおほしよの人もさはいへとしたには追フイシ従しをち申たりしほとにいまのみかと春宮ウツさしつゝきむまれさせ給にしかはよを

一四八

フイシ

後一条院寛弘五年九月十一日生

後朱雀院同六年十一月廿九日生

おほしくつをれて月ころ御やまひもつかせたまで寛弘七年正月廿九日うせさせ給にしそかし御とし卅七とそうけたまはりしかきりの御

1

やまひとでもいたうくるしかりたまふこともなかりけり御しはふきやまひにやなとおほしけるほとにおもりたまひにければシキヤク修法せんと

て僧めせとまいるもなきにかゝはせんとて道雅ミチノカミのきみを御つかひにて入道殿にましたまへりけるよいたうふけて人もしつまりにけれ

はやかて御かうしのもとによりてうちしはふきたまふたそとゞはせ給へは御なのり申てしかゞのことにて修法はしめんとつかまつれ一〇二

は阿闍梨にまうてくる人もさふらはぬをたまはらむと申給へはいとふひなる御事かなえこそうけたまはらさりけれいかやうなる御心地

5

そいとたいゞしき御事にもあるかなといみしうおとろかせたまたれをめしたるにまいらぬそなとくはしくとはせたまふなにかしの

阿闍梨をこそはたてまつらせたまひしかされと世のすゑは人のこゝろもよはくなり□けるにやあしくおはしますなと申しゝかと元方の一〇一

大納言のやうにやはきこえさせたまふな又入道殿下のなをすくれさせ給へる威のいみしきに侍めりおいのなみにいひすくしもそし侍と

けしきたちてこのほとはうちさゞめく源大納言シヤクノリ重光脚の御むすめのはらに女君二人男君一人おはせしかこの君たちみなおとなひ給て女一〇三

きみたちはきさきかねとかしつきたてまつりたまひしほとにさまゞおほしゝ事ともたかひてかく御やまひさへおもりたまひにければ

10

このひめきみたちをすゑなめてなくゞのたまひけるとしころほとけかみにいみしうつかまつりつれとなに事もさりともとこそたのみ

侍つれとかくいふかひなきしにをさへせんことのかなしさかくしらませはきみたちこそわれよりさきにうせたまひねといのりおもふへ

百十四

1

かりけれをのれしなはいかなるふるまひありさまをしたまはむすらんとおもふかかなしく人わらわれなるへき事といひつゝけてなかせ
たまふあやしきありさまをもしたまはゝなきよなりともかならすうらみきこえんするそと母きたのかたにもなく／＼ゆいこんしたまけ

百十三

5

るかしそのきみたち大姫君は高松殿の春宮大夫とのゝきたのかたにておほくのきんたちうみつゝけておはすめりそれはあしかるへきこ

大姫君は高松殿の春宮大夫とのゝきたのかたにておほくのきんたちうみつゝけておはすめりそれはあしかるへきこ

頼宗

とならずひとゝころは大宮にまいりて帥殿の御方とていとやむことなくてさふらひたまふめるこそはおほしかけぬ御ありさまなめれあ

上東門院

百十三

5

はれなりかしおとこきみは松君とてむまれたまへりしより祖父おとゝいみしきものにおほしてむかへたてまつりたまふたひことにおく

通雅三位也

通雅

百十三

りものをせさせたまふ御乳母をも饗応し給しきみそかしこのころ三位しておはすめるはこのきみをちゝおとゝあなかしこわかなからん

長和五年三月七日從三位

よにあるましきわさせす身すてかたしとてものおほえぬ名簿うちしてわかおもてふせていてやさありしかとくゝるそかしと人にいひの

百十四

名簿

たてせさすなよのなかにありわひなむときは出家すはかりなりとなく／＼いひおかせたまけるにこのきみ當代の春宮にておはしましゝ

後一条院

おりの亮になり給ていとめやすきことゝ見たてまつりしほとに春宮亮道雅のきみとていとゝおほえおはしきしかしそれにいかゝしけんく

百十四

寛弘八年六月十三日任春宮亮立太子一日也

らぬにつかせ給しきさみに蔵人頭にもえなりたまはずして坊官の勞にて三位はかりして中将をたにえかけたまはずなりにしはいとかな

10

しかりしことそかしあさましうおもひかけぬことゝもかなこのきみ故帥中納言惟仲の女にすみ給ておとこ一人女一人うませたまへりし

唯仲二位平政村男

一頁十五

1

は法師にて明尊僧都の御房にこそはおはすめれ女きみはいかゝおもひ給けんみそかににけていまの皇太后宮にこそまいりて大和宣旨と

大和守義忠朝臣允兼一仍号大和一

てさふらひたまふなれとしころの妻子とやはたのむへかりけるなかゝそれしもこそあなつりておこましくもてなしけれあはれおき

ならかわらはへのさやうに侍らましかはしらかゝみをもそりはなをもかきおとしはへなましよき人と申ものはいみしかし名のをしけれ

一頁十五

はえともかくもしたまはぬにこそあめれるはかのきみさやうにしれ給へる人かたましひはわきたまふ君をは帥殿はこの内のむまれ

伊闕

5

させたまへりし七夜に和哥の序代かゝせたまへりしそなかゝ心なきことやな本躰はまいらせたまふましきをそれにさしいてたまふよ

一頁十六

りおほくの人のめをつけたてまつりていかにおほすらんなにゝまいりたまへるそとのみまもられたまふいとほしたなきことにはあらず

やそれに例の入道殿はまことにすさまじからすもてなしきこえさせたまへるかひありてにくさはめてたくこそかゝせ給へりけれ當座の

一頁十六

御おもては優にてそれにそ人々ゆるし申けるこの帥との御一はらの十七にて中納言になりなとして世中のさかなものといはれたまひ

隆家正暦六年四月六日任中納言

しとの御わらははなは阿古君そかしこのあにとの御のゝしりにかゝりて出雲權守になりて但馬にこそはおはせしかさて帥殿のかへり

10

給しをりこのものほり給てもとの中納言になりや又兵部卿なとこそはきこえさせしかそれもいみじうたましあおはすとそよ人にお

一頁十七

長徳四年九月廿四日更任權中納言

長徳四年十月十三日任兵部卿

もはれたまへりしあまたの人／＼の下謁になりてかた／＼すさまじうおほされなからあるかせたまふに御質茂詣につかふまつりたまへ

此寶茂臨年可尋之

1

るにむけにくたりておはするかいとをしくてとのゝ御くるまにのせてまつらせたまで御ものかたりこまやかなるついでにひとゝせの

百十七

ことはをのれか申をこなうとそ世のなかにいひ侍けるそこにもしかそおほしけんされとさもなかりし事なり宣旨ならぬこと一言にても

くはへて侍らましかはこの御社イヤシロにかくてまいりなましや天道も見たまふらんいとおそろしきことゝもまめやかにのたまはせしなん中

／＼におもてをかかたなく術なくおほえしとこそそのちにのたまひけれそれものとおはすればさやうにもおほせらるゝそ帥殿伊周に

百十八

5

はさまでもやきこえさせたまけるこの中納言隆家はかやうにえさりかたきことのおり／＼はかりありきたまひていといにしへのやうにまし

ろひたまふことはなかりけるに入道とのゝ土御門とのにて御遊此遊宴同年故あるにかやうのことに権中納言隆家のなきこそなをさう／＼しけれとのたま

百十八

はせてわざと御せうそくきこえさせたまふほとさかつきあまたゝひになりて人々みたれたまひてひもをしやりてさふらはるゝにこの中

納言まいりたまへれはうるはしくなりてあなをりなとせられければとのとく御ひもとかせ給へことやふれ侍ぬへしとおほせられければ

かしこまりて逗留トウリウしたまふを公信卿カシノノリうしろよりときたてまつらんとてより給に中納言御けしきあしくなりて隆家トウカは不運なることこそあ

百十九

太政大臣為光男齊信弟

れそこたちにかやうにせらるへき身にもあらずとあらゝかにのたまふに人／＼御けしきかはりたまへるなかにもいまの民部卿殿タタラシはうは

齊信公信之兄也

10

くみて人／＼の御かほをとかくみたまひつゝこといできなんすいみしきわさかなとおほしたり入道殿うちわらはせたまてけふはかやう
道長
1

のたはふれこと侍らてありなん道長ときたてまつらんとてよらせ給てはら／＼とゝきたてまつらせ給ふにこれこそあるへきことよと
イナナカ

て御けしきなをりたまひてさしをかれつるさかつきとり給てあまたゝひめしつねよりもみたれあてはせたまけるさまなとあらまほしく
百十

おほしけりとのもいみしうそもてはやしきこえさせたまふけるさて式部卿教康の宮の御事をさりとともとまぢたまふに一條院の御なやみおも
百十一

らせたまふきはに御前にまいり給て御きそくたまはり給ければあのことこそつゐにえせすなりぬれとおほせられけるにあはれの人非人
5

やとこそまうさまほしくこそありしかとこそそのたまふけれさてまかてたまうてわか御いへのひかくしのまにしりうちかけて手をはた
百十二

／＼とちぬたまへりけるよの人は太宮の御事ありてこの殿御うしろみもしたまはゝ天下のまつりことはしたゝまりなむとそおもひ申
百十三

ためりしかともこの入道殿の御さかへのわけらるましかりけるにこそは三條院の大嘗會御輓長和元年十月日隆蒙于時中納言皇后宮、大嘗會御輓にきらめかせたまへりしさまなとこそつね
百十四

よりもことなりしか人のきはゝざりとくつをれたまひなんとおもひたりしところをたかへんとおほしたりしなめりさやうなるところ
百十五

のおはしましゝなり節會行幸にはかひねりかさねたてまつらぬことなるを単衣ヒトヘをあえてつけさせたまへれはもぢかさねにてぞ見え
百十六

けるうへの御はかま龍膽リンダウの二重織物フタヘオリにていとめてたくけうらにこそきらめかせたまへりしか御目のそこなはれ給にしこそいと／＼あた
百十七

らしかりしかよろつにつくろはせたまひしかとえやませたまはて御ましらひたえたまへるころ大貳の闕いてきて人／＼のそみのゝしり

しに唐人のめつくるふかあなるにみせんとおほえて心みにならはやと申たまふければ三條院御時にて又いとをしくやおほしめしけんふ

一〇二二

たことゝなくならせ給てしそかしその御きたのかたには伊与守兼資イニノミカネノサネのぬしの女なりその御はらの女きみ二所おはせしは三条院の御子の

式部卿宮ウツクミのきたのかたいまひとゝころは傳殿ツツミの御子に宰相中将兼経のきみこのふたところの御むこをとりたてまつり給ていみしういた

一〇二二

はりきこえ給めりまつりことよくしたまふとて筑紫人ツクシさなからしたかひ申たりければ例の大貳十人はかりかほとにてのほりたまへりと

こそ申しかかのくにゝおはしましゝほと刀夷國トキヨクのものにはかにこの國をうちとらむとやおもひけんこえきたりけるに筑紫にはかねて用

意もなく大貳殿ゆみやのもとすえもしりたまはねはいかゝとおほしけれとやまと心かしくおはする人にて筑後肥前肥後九國の人をお

一〇二三

こしたまふをはさるることにて府の内につかうまつる人をさへをしこりてたゝかはせ給ければかやつかゝたのものともいとゝおほくし

にけるはさはいへと家たかくおはしますすけにいみしかりしことたいらけたまへる殿そかしおほやけ大臣大納言にもなさせ給ぬへかりし

一〇二三

かと御ましらひたえにたればたゝにはおはするにこそあめれこのなかにむねと射かへしたるものともしるして公家キミノミヤに奏せられたりしか

はみな賞サハシせさせたまひき種材タネノクサは壹岐守イツキノミヤになされ其子は太宰監サイノミヤにこそなさせたまへりしかこの種材タネノクサかそうは純友スニトモうちたりしものゝすちな

りこの純友は將門同心にかたらひておそろしき事くはたてたるものなり將門はみかたとをうちとりたてまつらんといひ純友は関白になら
一四十四年

んとおなしく心をあはせてこの世界にわれとまつりことをしきみとなりてすきむといふことをちきりあひてひとり東國にいくさをと

ゝのへひとり西國の海にいくつともなくおほいかたをかす此純友、郎兼、平、ノツタチ、テク、ミ、ノ、ン、タ、ニ、ノ、コ、リ、テ、イ、キ、タ、リ、ケ、ル、ハ、ミ、タ、ア、ウ、ヒ、ト、ア、リ、ケ、リ
一四十四年

をつくりすみつきておほかたおほろけのいくさにとりすへうもなくなりゆくをかしこうかまへてうちてたてまつりたるはいみしきこと

なりなそれはけに人のかしこきみにはあらし王威のおはしまさんかきりはいかてかさることあるへきと思へとさて壹岐對馬の國の人
一四十五年

をいとおほく刀夷國にとりていきたりければ新羅のみかといくさをおこし給てみなうちかへしたまてけりさてつかひをつけてたしかに

この嶋におくり給へりければかの國のつかひには大式金三百兩とらせてかへさせ給けるこのほと的事もかくいみしうしたゝめたまへる

に入道殿なをこの帥殿をすてぬものにおもひきこえさせたまへるなりされはにや世にもいとふりすてかたきおほえにてこそおはすめれ
一四十五年

みかとはいつかはむまくるまのみつよつたゆるときある又みちもさりあへすたつをりもあるそかしこの殿の御子のおとこきみたゝい

まの藏人の少將良頼のきみ又右中弁経輔のきみ又式部丞などにておはすめりまことによにあひてはなやき給へりこの帥殿は花山院とあ
一四十六年

らかひこと申させ給へりしはとよいとふしきなりしことそかしわぬしなりともわか門はえわたらしとおほせられければ隆家などてかわ

たり侍らざらんと申給てその日とさためられぬ輪つよき御車にいちもちの御くるまうしかけて御烏帽子直衣いとあさやかにさうそかせ

〔百二十一〕

給てえひそめの織物の御差貫すこしゐいてさせ給て祭のかへさに紫野はしらせ給君達のやうにふみいたにいとなかやかにふみしたかせ

給てくよりはつちにひかれてすたれいとたかとやかにまきあけて雑色五六人はかりこゑのあるかきりひまなく御さきまいらせ給院には

さらなりえもいはぬ勇幹了の法師原大中童子などあはせて七八十人はかり大なる石五六尺はかりなる杖ともたせさせたまひてきた

〔百二十一〕

みなみのみかといちつらに小一條のまへ洞院のうらうへにひまなくたてなめてみかとのうちにもさふらひ僧のわかやかにちからつよ

きかきりさるまうけて候さることをのみおもひたる上下のけふにあへるけしきともはけにいかにありけんいつかたにもいしつえは

〔百二十一〕

かりにてまことしきゆみやまてはまうけさせ給はず中納言殿の御くるま一時はかりたちたまひてかてのこうちよりは北にみかとちかう

まてはやりよせ給へりしかとなをえわたり給はてかへらせ給に院方にそこらつとひたるものともひとつころにめをかためまもりく

〔百二十一〕

てやりかへしたまふほとはと一度にわらひたりしこゑそいとおひたしかりしかさるみものやは侍しとよ王威はいみしきものなりけ

りえわたらせ給ざりつるよ無益の事をいひてけるかないみしきそくかうとりつるとてこそわらひたまふけれ院はかちえさせ給へりけ

るをいみしとおほしたるさまもことしもあれまことしきことのやうなりこの帥殿の御はらからといふぎんたちかすあまたおはすへし頼

〔百二十一〕

親の内蔵頭周頼の木工頭などいひし人かたはしよりなくなり給ていまはたゞ兵部大輔周家のきみばかりほのめきたまふなり小一條院の

御みやたちの御めのとおとこにて院の恪勤してさふらひ給いとかしこし又あての少将とありし君は出家とか故関白殿御心をきていと

群載 一四三十九年

うるはしくあてにおはしゝかと御すゑあやしく御いのちもみしかくおはしますすめりいまは入道一品宮とこの帥中納言殿とのみこそはの

格字永承四年二月七日癸五十四隆家寛徳元年正月一日癸六十六

こらせたまへめれ

一 右大臣道兼

このおとゞこれ大入道殿の御三郎栗田殿とこそはきこえさすめりしか長徳元年乙未五月二日関白の宣旨かふらせ給ておなし月の八日

百二十九

せさせ給にき大臣のくらゐにて五年関白と申て七日そおはしましゝかしこの殿はらの御そうにやかてよをしろしめさぬたくひおほくお

はすれとまたあらしかしゆめのやうにてやみたまへるはいつものかみ相如のぬしのみいへにあからさまにわたりたまへりしおり宣旨は

内蔵頭助信男大和守親任、父也

くたりしかはあるしのよろこひたりひたるさまをしはかりたまへせはうてことの作法えあるましとてたゞせ給日そ御よろこひも申させ

百三十三

たまふとのゝ御前はえもいはぬものゝかきりすくられたるに北の方の二条にかへりたまふ御とも人はよきもあしきもかすしらぬまで布

衣などにてあるもましりてとのゝいたしたて／＼まつりてわたりたまひしほととのゝうちのさかへ人のけしきはたゝおほしやれあま

一四三三ノウ

1

りにもとみる人もありけり御心ちはすこし例ならずおほされけれとをのつからの事にこそはいま／＼しくけふの御よろこひ申とゞめしとおほして念してうちにまいらせたまへるにいとくるしうならせ給にければ殿上よりはえいてさせ給はて御湯殿の馬道の戸口に御前を

一四三三ノウ

めしてかゝりてきたの陣よりいてさせたまふにこはいかにと人／＼見たてまつる殿にはつねよりもとりけいめいしてまちたてまつりたまふに人にかゝりて御冠カクラもしとけなくなり御ひもおしのけていといみしうくるしけにておりさせたまへるをみたてまつり給へる御心ち

5

いてたまうつるをりにたとしへなしされとたゞざりともとさゞめきにこそさゞめけむねはふたかりなから心ちよかほをつくりあへりさ

一四三三ノウ

れはよにはいとおひたゞしくもきこえすいまの小野宮右大臣殿の御よろこひにまいりたまへりけるを母屋モヤの御簾ミスクをおろしてよひいれた

実宗子時義右兵衛尉別當

てまつりたまへりふしなから御たいめんありてみたれ心地いとあやしう侍りてとにはえまかりいてねはかくて申侍なりとしころはかな

一四三三ノウ

きことにつけても心のうちによるこひ申ことなん侍つれとさせる事なきほとこと／＼にもえ申侍らてなんすきまかりつるをいまはかくまかりなりて侍れはおほやけわたくしにつけて報し申へきになん又大小のことをも申あはせむとおもふたまふれは無礼ムレイをもえはゝか

10

らすかくらうかはしきかたにあない申つるなりなとこまやかにのたまへと詞もつゝかすたゞをしあてにさはかりなめりとぎゝなざるゝ

一四三三ノウ

に御いきさしなといとくるしけなるをいとふひんなるわさかなとおもひしに風の御簾をふきあげたりしはさまより見れしかはさはか

りおもきやまひをうけとりたまひてければ御いろもたかひてきらゝかにおはする人とおほえすことのほかに不覚になり給にけりと見

一四三三

えなからなかくるへきことゝものたまひしなんあはれなりしとこそそのちにかたりたまけれこのあはたとのゝ御をとこきんたちそ三人お

はせしか太郎君は福足君と申しをおさなき人はさのみこそはとおもへといとあさましうまさなうあしくそおはせし東三条とのゝ御賀に

アツシ

或人云福足君云又福多利君云々

長保三年十月九日有此賀
一四三三

このきみ舞をせさせたてまつらんとてならはせたまふほともあやにくかりすまひたまへとよろつにおこつりのりをさへしておしへ

きこえさするそゝの日になりていみしうしたてたてまつりたまへるに舞臺のうへにのほりたまひてものゝね調子ふきいつるほとにわさ

はいかなあれはまはしとてひつらひきみたり御装束はら／＼とひきやり給にあはた殿御いろまあをにならせたまひてあれかにもあらぬ

一四三四

道兼

御けしきなりありとある人さおもひつることよとみたまへとすへきやうもなきに御をちの中関白殿おりて舞臺にのほらせたまへはいひ

道隆

おこつらせたまふへきか又にくさにえたえず追おろさせたまふへきかとかた／＼見侍しにこの君を御こしのはとにひきつけさせたまて

一四三四

御てつからいみしうまはせたまひたりしこそ楽もまさりおもしろくかのきみの御恥もかくれその日のけうもことのほかにまさりたりけ

れ祖父殿もうれしとおほしたりけり父おとゝはさらなりよその人たにこそすゝろに感したてまつりけれかやうに人のためになさけ／＼

オホナ

道兼

しきところおはしましけるになと御すゑかれさせたまひにけんこの君人しもこそあれくちなはれうしたまでそのたゞりによりかしらに
〔百三十五〕

ものはれてうせ給にきこの御おとゝの次郎きみいまの左衛門督兼隆卿は大藏卿のむすめの腹なりこの左衛門督の君達男女あまたおはす
〔百三十五〕

なりおほひめきみは三条院の三のみ母皇后櫻子敦平の中務宮にこのきさらきかとよむことりたてまつりたまへるいとよき御なかにておはします
〔百三十五〕

めりまたひめきみなる四人おはす又あはたとのゝ三郎さきの頭中将兼綱の君その君の祭のひとゝのへ給へりし車こそいとおかしかりし

か檜網代といふものをはりて的のかたにいろとられたりしくるまのよこさまのふちをゆみのかたにしたてふちをは矢のかたにせられた

りしさまの興ありしなり和泉式部の君うたによまれて侍めりき
〔百三十六〕

とをつらのむまならねともきみのれはくるまもまとにみゆるものかなさてよき御風流とみえしかと人のくちやすからぬものにて賀

茂の明神の御やめおひたまへりといひなしてしかはいと便なくてやみにきこの君の頭とられたましいといみしく侍しことそかし頭に
〔百三十六〕

なりておとろきよろこひたまふへきならねとあるへきことにてあるに栗田殿花山院すかしおろしたてまつり左衛門督に兼隆小一条院すかし

おろしたてまつり給へりみかと春宮の御あたりちかつかてありぬへきそうといふことのいてきにしそいと希有に侍きなたれもきこしめ

ししりたることなれとをとこきみたちかくなり女君は故一条院の御めのとの藤三位のはらにいておはしましたりしをやかてその御時の
〔百三十七〕

くらへやの女御メノミコときこえしのちにこの大藏卿オホソウケ通任トヨノのきみの御きたのかたにてうせさせ給にしそかし御むかへはらにほとけかみに申ては

らまれたまへりしきみいまの中宮ナカミヤに二条殿の御方ミカタとてこそさふらひたまふめれちよとの女子をほしかり願ネガをたてたまふしかと御かほを

たにえ見たてまつりたまはずなりにきかやうにあはれなることよものよに侍しそかしそのとのよ御北方キタノ栗田殿の御のちはこの堀河殿ホリカワの

御子ミコの左大臣サダメの北方キタノにてこそはとしころおはずときよたてまつりしかその北方九条殿の御子ミコの大藏卿の君のむすめそかしされはこの栗

田殿の御ありさまことのほかにあえなくおはしましきさるは御心いとなさけなくおそろしくて人にいみしうをちられたまへりしとのよ

あやしくすゑなくてやみたまひしなりこの殿ちよおとよの御いみには土殿などにもめさせたまはてあつきにことつけて御簾ともあけわ

たして御念誦ミコトノミなどもしたまはずさるへき人よよひあつめて後撰古今ゴキョウひろけて興言キョウゴンしあそひてつゆなかせ給はさりけりそのゆへは花山

院イノをはわれこそすかしおろしたてまつりたれされは関白をもゆつらせたまふへきなりといふ御うらみなりけりよつかぬ御事なりやさま

くよからぬ御こよともこそきこえしか傳殿ツタノこの入道殿イノチノ二所は如法ニホに孝ウヤウヤしたてまつりたまひけりとそうけたまはりし

〔百三十九〕